

平成 23 年 11 月 定例会（第 305 回）
12 月 9 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

一般質問項目

- 1 [関西広域連合について](#)
- 2 [TPPについて](#)
- 3 [大滝ダムについて](#)
- 4 [フラワーセンターについて](#)
- 5 [介護保険の保険料の引き下げについて](#)
- 6 [子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業について](#)

平成23年 11月 定例会（第305回）

平成二十三年

第三百五回定例奈良県議会会議録 第五号

十一月

平成二十三年十二月九日（金曜日）午後一時開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	井岡正徳
三番	大国正博	四番	阪口 保
五番	猪奥美里	六番	尾崎充典
七番	藤野良次	八番	太田 敦
九番	小林照代	一〇番	鍵田忠兵衛
一一番	田中惟允	一二番	岡 史朗
一三番	畠 真夕美	一四番	浅川清仁
一五番	森山賀文	一六番	森川喜之
一七番	宮本次郎	一八番	山村幸穂
一九番	乾 浩之	二〇番	上田 悟
二一番	中野雅史	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	山本進章
二七番	岩田国夫	二八番	高柳忠夫
二九番	今井光子	三〇番	和田恵治
三一番	松尾勇臣	三二番	国中憲治
三三番	辻本黎士	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	藤本昭広	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、当局に対する一般質問
- 一、追加議案の上程

○副議長（浅川清仁） これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りします。

追加議案の上程を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議ないものと認め、さように決めます。

○副議長(浅川清仁) ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、四十三番梶川虔二議員に発言を許します。――四十三番梶川虔二議員。(拍手)

◆四十三番(梶川虔二) (登壇) なら元気クラブの社会民主党の梶川が一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、先般の台風十二号による災害の現状を、十月五日、川口議員、松尾議員のご協力で服部良一衆議院議員は、五條市、野迫川村、十津川村、川上村の各市村を視察させていただきました。

また、先日、NHKの東日本大震災のドキュメンタリーで漁村の村人たちがつち音高く復興させるものが放映され、胸に迫るこのがありました。いずれも、国、県、市町村、住民が一体となって復旧、復興に努め、一日も早くもとの生活に戻られることを願ってやみません。

東日本大震災は、原子力発電所事故も発生させ、原子力発電所の危険性、影響の大なることが明白となり、核にかわる安全なエネルギーの必要性が認識されました。今、原水爆禁止日本国民会議では、大江健三郎先生らの呼びかけで、さよなら原発一千万人署名中で、私たち社会民主党も取り組んでいます。ご協力をお願いをいたします。

この一般質問に当たっては、私の周辺の高齢者や有識者皆さん、二十数人にお知恵を貸していただきました。きょうは、テレビをご覧いただいていると思います。ご協力ありがとうございました。

質問の第一点目に、大和川洪水対策についてお尋ねをいたします。

大和川は、奈良県と大阪府の境界を、俗に亀ノ瀬と言ひ、非常に狭い谷合いを流れております。しかも、ここ右岸側は地すべり地帯であります。これまで八十年前の昭和六年、翌年の昭和七年に地すべりにより大和川がせきとめられ上流に被害が発生したと言われております。また、二十九年前の昭和五十七年には、大雨により王寺町を中心に大洪水がありました。この王寺町の水害のあった年の翌年、昭和五十八年から亀ノ瀬に年平均二十四億円の巨費が投ぜられ、川を改修するために地すべりをとめる深礎くいと言われる直径三・五メートルから六・五メートル、長さ二十メートルから百メートルのコンクリートの柱を百七十本打つ計画がことし三月に終わりました。今後は、数年間で深礎くいによる地すべりどめ効果を確認し、いよいよ、河川改修にかかるということになるかと思いますが、その工法や計画をお聞かせください。

奈良盆地の水が大和川に集まり大阪府へ流れることから、大和川の治水対策は、奈良県内での問題にのみならず、大阪府の懸案でもあり、時に双方が対立することもありました。昭和五十七年災害時に、岸大阪府知事が、上流の奈良県が宅地の乱開発をするから洪水になる、奈良県には下流の迷惑を考えてほしいと言われ、これに対し、奈良県議会は抗議文を府知事に届け、翌日、大阪府企画部長が県議会に謝罪に来るという歴史があったと記憶をしております。昭和五十七年には、二日間で二百七十五ミリの雨が降りました。以来、三十年間、亀ノ瀬対策をはじめとして大和川流域の治水対策が進められてきましたが、どこまで進んでいるのでしょうか。今、昭和五十七年のような雨が降れば、安堵町と、斑鳩町、三郷町、王寺町など、大和川流域はどのような状況になるのでしょうか。また、今後どのように進めていくつもりか、知事にお尋ねをいたします。

次に、障害者に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

今日、発達障害者は学校で言えば六%ぐらいの子どもがあると言われておりますが、奈良県では、発達障害者の生活支援機関として奈良市古市町に、唯一、奈良県発達障害支援センター「でいあ〜」があります。年間で四千件の相談を受けたり四十件の講演を企画したりしており、これらを、所長はじめ、相談支援に携わる専門職員が五人体制で取り組んでおられます。

私のもとに、最近、四月、アスペルガー症候群の人が、公務員職場を追われたと相談がありました。どこも採用してくれません。失業して二十一カ月になります。二、三日前にも、梶川さん、働くところはありませんかと悲痛な電話がかかっておりました。ふびんでなりません。

二つ目には、十月、発達障害者が市民とのトラブルで警察署に同行され、そこで誓約書を書かされた。

三つ目には、十一月、市民とのトラブルで市民にひどいおしかりを受けたという相談が入りました。住民から見れば被害者かもしれませんが、障害者や障害者の家族などから見れば、すみません、お許してくださいと言う以外にありません。本当は、それぞれについて、住民や警察等の対応を生きた教材としてお話したい思いですが、差し控えておきます。

知事にお尋ねをいたします。

発達障害を持っている人たちに対し、発達障害者支援センター「でいあ〜」の運営など発達障害者支援事業をしてこられました。しかし、療育事業はまだまだできておりませんし就労支援も不十分です。例えば、滋賀県などと発達障害者支援事業費を比較してみると、予算的にも見劣りするものとなっております。このような状況を踏まえ、複数の発達障害者支援センターを置くとか、就労支援の強化など、発達障害者支援事業を充実させたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、県民、市民の障害者に対する偏見や差別をなくするための取り組みも必要ではないでしょうか。障害者の日を制定し、県民が等しく障害者を理解し、また、障害者を持った家族を助けるといったやさしい社会をつくることが望まれます。

このたび、広陵町で大橋製作所の障害者虐待事件で和解を見ようとしているが、これらの指摘を踏まえた（仮称）障害者にやさしいまちづくり条例を制定すべきだと思います。強く要望しておきます。

警察本部長にもお尋ねをいたします。

まずは、社会の治安維持にご苦労いただいていますことに感謝を申し上げます。

ところで、発達障害者、知的障害者も、その家族は、偏見や差別を受けながら、歯を食いしばりながら、時には、陰に隠れて涙を流し、強く生きていますのであります。警察としても、この点をご理解いただきたいと思います。私は、六月議会でも、警察官の研修に障害者問題を入れてほしいと申し上げました。昨日の毎日新聞には、警察学校生が養護学校の障害児と交流をしている記事を見ました。こうした営みに感謝を申し上げます。

ところで、障害者を逮捕した場合は、弁護人を呼ぶことができるということは本人に告げられておるようですが、事情聴取などで障害者を警察署など任意同行する場合、原則として保護者や障害者支援員など関係者を同行、同席させるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、看護師対策についてお尋ねをいたします。

県立奈良病院は移転建て替え、五條病院は姿をかえて一部事務組合立になる南和新病院、私の地元の三室病院とあります。三室病院は、利用者には評価も高く、かつ、同病院もアンケートをとったり病院祭りをしたり、サービス向上に懸命で、今後の整備が待たれるところであります。

私は、日ごろから、三室病院で頑張っている看護師を見ております。とにかく、看護師の仕事は非常に忙しく、一日中走り回り、年休も十分とれないと聞きます。三室病院では、今年度中に院内保育を開設するなど、看護師の働く環境整備が進められております。しかし、現状では、まだまだ人が足りず、看護師が厳しい職場環境の中で勤務をしているのが実態です。今後、奈良病院、三室病院、南和新病院をさらに充実したものにし、県民に安心して医療を提供していくためにも、医師の確保と同時に看護師の確保が喫緊の課題と思います。

そこで、知事にお伺いをいたしますが、看護師確保に対して、これまで院内保育や夜間手当の増額、さらには、患者への手厚い看護のために患者七人対看護師一人の七対一看護導入のための定数増など、さまざまな施策に取り組んでこられましたが、さらに、三室病院など三病院の看護師が安心して生きがいを持って働き続けられるよう思い切った取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、県営水道についてお尋ねをいたします。

昭和三十年代から始まった人口増加に伴う市町村の水の需要にこたえるため、大和川水系以外に水源を求め、昭和四十二年、県営水道が創設されました。その県営水道は、大滝ダムが完成すれば、安定的な水源が確保でき、県民が年間に必要とする水を確保できると

聞いております。また、そのことを可能にするために、吉野の山林の重要性が一段と高まっています。

しかるに、現在、県営水道をひいている市町村は、県水半分、自分の町の自己水半分水源として各家庭に給水をしております。市町村は、最近の人口減少などによる水需要の低下に加え、自己水施設の老朽化が進み改修が必要となっており、相当な費用を要し経営を圧迫しております。できることなら、市町村に県水を利用してもらい、重複投資を避けるべきだと思います。

このことについては、現在策定中の県域水道ビジョンにも着眼点として上げておられますが、県水と自己水と比べて県水の料金が高ければ使ってくれないのは当たり前です。浄水施設を改修する市町村に対して積極的に県水のセールスポイントをアピールするなどの営業活動を展開し、二重価格を設定してでも県水を使ってもらおうといったような発想が必要です。今後、市町村に県営水道をより多く活用いただき水道事業の効率化を図っていくためには、県水をより安く市町村に供給する必要があると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

次に、里親制度の取り組みについて、こども・女性局長にお尋ねをいたします。

ことし七月、東京都の里親の女性が三歳の里子を虐待死させた容疑で逮捕、起訴された事件がありました。里親の経験者によると、もしかしたら私がこの事件の容疑者になったかもしれない、他人事ではないという思いをした里親がたくさんあると聞きました。

現在、実親と暮らせず、乳児院、児童養護施設、里親に預けられるなど養護を要する子どもは約四万七千人あるということで、そのうち児童養護施設で暮らす児童は三万人に上り、諸外国と比べて施設への依存度が突出しております。社会的養護と言いながら、里子の養育を個人的に丸投げの日本の制度は、里子も里親も苦しめていると言われております。

国のデータでは、平成二十一年度で里親に登録している人は七千八百八十人、里子になった子どもは三千八百三十六人、里親への委託率はわずか一〇・八%であります。

我が奈良県は、平成二十二年度、里親登録数は百六人で里子になった子どもは二十八人で、率にして七・八%となっております。奈良県の人口は全国で約一%ですから、それから見ますと、里親登録は全国平均より少し多く、里子になった子どもは全国平均より少し少ない状況でございます。

我が国では、養護の必要な子どものわずか一割が里子になっておりますが、オーストラリアでは九割という状況にあります。国は、平成二十六年までに一六%にしていますが、奈良県は、里親への委託児童数をふやすことについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、里親や里子にとって児童相談所のフォローはどのようになっているのでしょうか。子どもの話を聞きたいと言っても、職員が人事異動によりすぐかわったりしては、子どもが胸を開かないと思います。外からの介入が難しい家庭の中で里親が孤立したとき、虐待の可能性が生まれます。里親は、里親家庭への支援、里親や里子同士のつながり、地域と

のつながりが欲しいのではないかと思います。このような里親のニーズを踏まえ、県としてはどのように里親を支援していこうとしているのでしょうか、お聞かせください。

次に、不登校児童生徒の支援についてお尋ねをいたします。

平成二十二年度の文部科学省の調査によりますと、奈良県においては、年間三十日以上欠席した児童生徒は、公立小学校で二百八十人、公立中学校で千二百二十六人あり、全国的に見ても高い数値であります。不登校という状況が継続すると、学習のおくれや情緒的な不安定の問題もあることから、本人の進路や社会的自立のために支援が必要だと私は考えております。

支援の一つである、いわゆる適応指導教室、これは、県内で十二市二町一村には設置されておりますが、県内すべての不登校児童生徒が利用できる状況にありません。このことが、形式的に中学校を卒業することにつながり、ついには、高校中退にまで至ることになります。トータルな教育行政が求められるゆえんであります。

そこで、教育長に適応指導教室のない町村に住む不登校児童生徒への教育委員会の支援を求め、ご見解をお尋ねをいたします。

以上で、私の壇上における一般質問を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（浅川清仁） 荒井知事。

○知事（荒井正吾） （登壇）四十三番梶川議員のご質問がございました。

まず最初は、大和川の洪水対策でございます。亀ノ瀬の地すべり対策工事が完了してこれから河川改修ということになりますが、どのように行うのかという質問でございました。

議員、まずお述べになりましたように、亀ノ瀬の上流と下流におきましては、大和川の基本的課題についての意識の差がずっとあるように思います。かつての大阪府知事の被害者意識的な発言はそのあらわれかと思えます。一方、亀ノ瀬の地すべりが発生したことで、まず、その地すべりをとめるための工事が長年行われてまいりました。平成二十二年に完了して、現在、その効果の検証が行われているところでございます。

亀ノ瀬の地すべりの対策が完了した後の大和川全体の洪水対策、河川改修はどうなるのかというご質問でございます。

まず、亀ノ瀬の狭窄部そのものを開削して流れをよくするといったことが、普通、考えられるわけでございますが、この開削は、地すべりの安全対策がさらに必要になることや、下流の改修ができていないために、すぐには開削ができない、また、その工法も未定だというふうに聞いております。亀ノ瀬を開削して抜本的河川改修を下流から行うには、気の遠くなるような長年月がかかるというふうに国の方から説明を受けました。

平成二十一年に国が策定いたしました大和川水系河川整備基本方針におきましては、下流の改修を待つのではなく、上下流のバランスをとりながら全体の治水安全度を上げるため、上流域においても、洪水調整施設の整備をする方針が打ち出されました。これは、亀ノ瀬の上流においてためる機能を充実させようとするものでございます。現在、国におい

ては、基本方針に基づきまして具体の整備施設の内容や箇所を定める河川整備計画を策定中でございます。本県といたしましては、この整備計画は、早期に策定され、奈良県の治水安全度向上だけでなく下流の負担軽減にもつながる洪水調整施設の整備に国が早期に着手するよう、引き続き、強く要望していきたいと考えております。

大和川洪水対策について、大雨が降るとどのようになるのかという具体的なお心配と対策のご質問がございました。

今、ためる対策の強化という面を申しましたが、本県におきましては、昭和五十七年災害を契機に、大和川総合治水対策として、これまでの流す対策である河川改修に加えまして、ためる対策であるダムや遊水池、雨水の貯留施設等の整備に取り組んでまいりました。これは、流す対策は下流からしか行われず、上流に効果が及ぶのに、場合によっては、百年もかかるかもしれないといった事情も踏まえたものでございます。つまり、下流部から河道整備を進めるだけでは、下流部において橋りょうのつけ替えや亀ノ瀬狭窄部の対策は必要となり、費用と時間がかかり上流部の整備がさらにおくれるため、上流の対策にも取り組むことにより亀ノ瀬をはさむ上下流のバランスに配慮して流域全体の早期の治水安全度の向上、とりわけ、上流部の被害の軽減を図る目的でございます。

これまでに、ためる対策として、岩井川ダムや曾我川遊水池など、五つの県の大規模な洪水調整施設の整備が完了いたしました。目標貯留量といたしました四百六十五万立方メートルに対しまして達成率は九九%となっております。

一方、ため池や高低等を利用した雨水貯留浸透施設は、目標貯留量百八十二万立方メートルに対しまして達成率は七六%でございまして、当初の目標には達していない状況でございます。昭和五十七年のような豪雨の場合、河川の溢水や破堤により浸水被害の発生するおそれが依然としてであると懸念しております。

この、ためる対策につきましては、沿川、川の周りの自治体の財政状況の課題や下流の浸水被害軽減のために上流の市町村事業を行う必要がありますが、そのことが、上流の市町村や住民の方に理解されないといった問題があり、平成十三年度以降、市町村事業の進捗が伸び悩んでいるものでございます。

これへの対策といたしまして、現在、大和川総合治水協議会におきまして総合治水計画の見直し作業を行い、ためる対策の強化を図ろうとしているところでございます。この見直しにおきましては、浸水常習地域とその上流域を組み合わせた七つのモデル地区で流域協議会を立ち上げまして、治水利用が可能なため池や高低の候補地を検討しています。例えば、安堵町と大和郡山市の岡崎川流域や、平群町と生駒市の竜田川流域などが対象流域でございます。検討におきましては、候補地ごとに治水効果をわかりやすく整理するなど、流域市町村がお互いに協力して積極的に取り組めるよう調整を進めております。今後は、調整が整った流域より、ためる対策を実施するとともに、県としても積極的な市町村への支援など流域対策を強力に進めていきたいと考えております。

障害者の取り組み、とりわけ、本県の発達障害児支援事業についてのお問い合わせがございました。

発達障害者への支援につきましては、本県では、平成十八年に、発達障害支援センターを設置いたしまして専門的、広域的な相談支援に取り組んでまいりました。議員がお述べになったことですが、一般的、日常的な相談から個別対応を求める内容に至るまで、年間述べ四千件の相談が殺到しているのが実情でございます。

そこで、発達障害支援センターにつきましては、本来の専門的相談機能という本来の機能に専念をさせるのが望ましいと思います。一方、一般的、日常的な相談、療育は市町村にお願いをしたいと思います。県といたしましては、市町村への指導・助言及び専門性の高い相談支援は発達障害支援センター、療育はリハビリセンター、就労支援は障害者就業生活支援センターなど、まずは、それぞれ適切な役割機能分担を行う必要があると考えております。市町村や医療、教育、雇用などの関係機関を集めた連携協議の場を立ち上げてこの方策を推進していきたいと改めて思います。

特に、発達障害者の就労につきましては、本人の障害受容からスタートし、企業側へのこの障害の理解促進など、一人ひとりに向き合ったきめ細かな支援が必要になるものでございます。議員もお述べになったところでございます。このため、就労に関する相談件数の増加もでございますので、平成二十一年度から、障害者就業生活支援センターに発達障害者就労支援員二名を配置し就労相談支援に取り組んでいるところでございます。今後も、これまで実施してきました発達障害支援センターの運営や就労支援などの取り組みを継続して着実に実施を進めたいと思います。

さらに、本年立ち上げました障害者政策推進トップフォーラムや、その実務者版とも言うべき障害者雇用コーディネイト会議を活用して、企業をはじめとする県内各界の発達障害に対する理解と職場実習、雇用受け入れの促進など、官民が連携した取り組みの充実強化を図ってまいりたいと思います。

看護師対策について、私にご質問がございました。

病院を経営していく中で最も多くの人材を抱える看護師のパワーを十分に生かしていくことは極めて重要でございます。そのための看護師確保の取り組みを進めてまいりました。平成二十三年度の具体的な取り組みといたしましては、看護部長の副院長登用、県立三病院すべてに院内保育所を設置、日本で最高レベルの看護を提供できる病院を目指して、県立病院に勤務する看護師の基本理念や行動指針を策定することなどを実施いたしました。このような議論を進めるに当たりましては、各病院の副院長のほか、坂本すがさんという方をお招きいたしました。当時、日本看護協会の副会長でございましたが、現在、日本看護協会長になっておられる方でございます。大変なご協力をいただきました。そのほかの外部の有識者、さらに、中堅の看護師も加わりましてPTをつくりまして、奈良ならではの看護とは何かということを奈良看護と名づけ、熱心に議論をしていただきました。折しも、去年は、光明皇后一二五〇年の大遠忌の年でもございましたので、これをきっかけに

奈良看護を確立しようということで大いに盛り上がりました。この議論の結果、豊かな知識、確かな技術と奈良という地に古来より受け継がれるやさしい心を融合した新しい価値の創造を目指しまして、人材育成、職員の労務環境、患者サービス、地域貢献、病院経営の分野ごとに奈良看護の具体的な活動として方向性をとりまとめられたものでございます。

そのような活動の結果、大いに効果が上がった部分がございます。看護師の離職率に著しい改善を見ました。具体的には、奈良病院におきまして、最も厳しい離職率の状況でございました平成二十年度の一三・五％が、平成二十二年度には六・四％と半分以下になりました。県立病院全体でも、平成二十年度の一一・五％から平成二十二年度、六・一％まで減少いたしまして、全国の中でも成績優秀の離職率になってきております。

今後は、奈良看護の基本理念や行動指針を実現するため、平成二十四年度から三カ年を重点取り組み期間と位置づけたいと思っております。そして、看護師が一生懸命働き続けられる病院となりますよう、現場の人が志を高く持ち続けながら取り組んでいただきたいと考えております。

また、県立病院だけでなく、県内の他の病院にも奈良看護への理解をいただきながら、日本で最高レベルの看護が県内すべての病院で実践され、光明皇后一二五〇年大遠忌年に始めたこの事業が広く浸透するよう努めてまいりたいと考えております。

県営水道事業と市町村水道事業についての重要なお質問がございました。

市町村に県営水道をより多く活用していただき、市町村の浄水施設の投資の節約をし、県域全体で水道事業の効率化を図っていくためには、県水をより安く市町村に供給する必要があると考えております。議員お述べのとおりでございます。

また、吉野川分水が完成いたしますと、県域の県営水道の供給量に余裕ができるという事情もございます。これまでは、県営水道が卸売、市町村水道が小売といったように分けられておりましたが、これからは、各水道事業者が連携協力し、県域全体の水道がより効率的になることを目指したいと考えております。そのため、県営水道ビジョンではなく県域水道ビジョンを策定いたしました。県域水道ビジョンでは、県営水道供給エリアにおいて、県水を使っていたらいる市町村と地下水、自己水で浄水されている市町村がありますが、設備更新時において、それぞれの施設投資の最適化を提案をしております。

モデル的に申し上げますと、まず、市町村の浄水場と施設改修を行った場合と県営水道への転換を図った場合について、それぞれ経営シミュレーションを実施して、次に、県営水道を選択した方が事業の効率化が図れると判断された場合には、浄水場を廃止して県水転換をし、県水のこれまでの投資を活用していただき、新しい浄水場の投資を節約していただくといった内容でございます。

このような奈良モデルの水道運営の県と市町村の連携作業は、関係市町村と協議を始めているところでございます。この県域水道ビジョンを達成するため、県営水道の料金については引き下げが必要と考えており、その具体的なフィージビリティについて検討を進めているところでございます。引き続き、長期的な視点で施設投資の最適化、水道事業の効

率化を進め、安全で安定的な水道供給を本県において持続できる県域全体の水道サービスを目指していきたいと思っております。

私に対する質問は以上でございました。ありがとうございました。

○副議長（浅川清仁） 和田警察本部長。

◎警察本部長（和田昭夫） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどのご質問の中で議員からご指摘いただきましたが、六月の県議会のこの場におきまして、私からは、議員もご指摘のとおり、障害を持った方々の特性を正しく理解し、これに反映した警察活動を行うことが重要であると考えておりますというふうにお答えさせていただきました。

また、こういった考えに基づきまして、今月、六日、警察学校の学生が授業の一環といたしまして、奈良東養護学校を訪問させていただいて、障害を持った方の気持ちだとか、あるいは、障害を持った方との接し方を正しく理解するという目的から交流会を持ったわけですが、こういった県警察の取り組みをご紹介いただき、また、高いご評価をいただきまして、誠にありがとうございました。まずもってお礼申し上げたいと思います。

本日の私たちへのご質問でございますけれども、警察官が障害のある方からお話を伺う場合などにおける保護者や関係者の方々の同行、同席についてのお尋ねでございました。

私ども、警察の責務を果たしてまいります上で、いまだ犯罪の捜査というふうな段階に至らない段階でございまして、障害のある方からお話を伺いすることがございます。こういった場合に、保護者だとか、あるいは支援団体の方々といった関係者の方々と同行、同席させることを原則としてはどうかというふうなご質問でございました。この点につきましては、警察がお話をお伺いするような場合は、具体的なケースによって、例えば、事案の内容だとか、あるいは、こちらの方からお伺いしなければならない事項だとか、それから、その時間、場所、こういったものはさまざまですので、議員のご指摘いただきましたような方々に同行、同席していただけるかどうか、それは、それぞれの個別の事案ごとに具体的に判断してまいることになるのかなというふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても、冒頭申しましたとおりの考えに立っておりますので、警察が障害のある方からお話をお伺いする場合には、やはりそのお一人おひとりの方の特性を十分に理解した上で、お話を伺う時間だとか場所について配慮することも含めまして、そのケースに沿って最も適切な方法をとるようにしておりますけれども、今後とも、このような考えに立ちまして適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 西岡こども・女性局長。

◎こども・女性局長（西岡史恵） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、里親制度の取り組みについて、委託児童数をふやすことについてどのように考えているか。また、里親のニーズを踏まえ、県としてどのように支援していくのかというご質問でございます。

保護者のいない子どもや虐待を受けた子どもなど、社会的擁護を必要とする子どもたちにとっては、可能な限り小規模で家庭的な環境において、継続的で安定した信頼関係のもとで育つことが重要であると考えております。そのため、県では、施設での小規模グループケアを進める一方で里親の推進を図っているところでございます。

児童養護施設等への入所児童数に対する里親等への委託率は、本年十月末現在で八・六％と、五年前の平成十八年度末時点での四・六％と比較いたしまして増加傾向にございます。

また、今年度から、里親などが児童の受け入れ人数をふやすことができるファミリーホームの取り組みも始めたところでございます。

里親への委託を推進し里親の子育てを地域で孤立させないためには、県民の皆様に里親に対する理解を深めてもらうことが大切でありますので、県では、県内各地でのパネル展や公開講座の開催等により里親委託が進みやすい環境整備に努めているところでございます。

また、里親家庭への支援につきましては、子ども家庭センターに配置した里親推進員と委託児童の担当児童福祉士等が、委託が軌道に乗ってからも、毎月、里親家庭を訪問し養育の相談等を行っているところでございます。

さらに、里親同士が集い交流する里親サロンの開催や、里親の養育技術向上のための研修会の開催、里親が一時的に休息を望む場合に児童を預かる取り組みを実施しており、子ども家庭相談センターが組織として里親家庭を支えているところでございます。

また、里親の普及促進推進に取り組む奈良県里親会の活動を支援するとともに、里子同士の交流を行うNPO法人とも連携を図っております。

これらの取り組みにより、里親が里子への対応で燃え尽きてしまわず、初めて子どもを受け入れたときの気持ちを持ち続けられるよう、今後も努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）四十三番梶川議員のご質問にお答えいたします。

私には、不登校児童生徒への支援の一つである適応指導教室は、県内十二市二町一村には設置されているが、ない町村に住む不登校児童生徒に対して県教育委員会として支援する必要があると思うがどうかのお尋ねでございます。

不登校とは、年間三十日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況を指すものとされております。

このことから、不登校の具体は、不登校となる要因や家庭環境などの背景も異なり、その対応はさまざまで、それぞれに応じた支援を見極めることが大切となってございます。

県教育委員会といたしましては、学校に行けるが不登校傾向のある児童生徒には、市町村教育委員会のスクールカウンセラー派遣以外に、市町村の要請に基づき、小中学校へ五十四名を派遣しており、また、自宅から出ることが難しい児童生徒及びその保護者に対しては、教育研究所相談部や生徒指導支援室で学校や市町村教育委員会で対応が難しいケースを電話やメールで相談を受け対応しているところでございます。

ご指摘の、学校には行けないが地域への外出が可能な児童生徒には、市町村教育委員会の教育相談機関での対応支援が中心となり、適応指導教室の設置、運営も同様でございますが、これにも、県教育委員会といたしましては、適応指導教室のあり方研究として、今年度、地域や社会復帰の手法を求め、奈良市、大和高田市で適応指導教室内に特別教室を設置し、弾力的な学習課程に基づいた学習指導をモデル的に実施しているところでございます。

今後、これら研究モデル事業の結果を踏まえ、県内の適応指導教室の成果を検証して不登校対策委員会に図り、ご検討願いながら、より効果的な運営を目指した奈良県の適応指導教室モデルを検討していきたいと考えているところでございます。その上で、できる限り早くこのモデルを各市町村に推奨していきたいとそうように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（浅川清仁） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） ただいま、それぞれご答弁をいただきまして、おおむね、私の所期の希望したような回答をいただいたように思います。もちろん、これ、答弁いただいた内容以上に、また、これから改善をしていかれることを願ってやみません。

まず、大和川の関係ですが、これも、詳しく説明されましたので、その中身を一々評価、コメントはしませんが、しかし、まだ、これからいろいろと計画が立っていかれるんだろうと思うんですが、話を聞いていたら、百年河清を待つという言葉がありますが、この大和川、亀ノ瀬以降を改修するのは二百年河清を待つ思いやなというような気持ちで聞きました。

そこで、特に、上流域の対策も出ましたが、この上流域、いわゆる大和川の直轄事業でやっていると思うんですが、特に、上流域は、市町村やら、もちろん県やらの洪水調整施設の整備事業など、そういった事業も考えあわせて一緒になるようにやっているんですが、これらを、少し、知事も触れられたようには思うんですけど、できるだけ、大和川、そう簡単にいきませんから、国費で調整事業なんかも、直轄並みの扱いをするぐらいの費用負担を国の方に求めながらやっていくというようにお願いをしておきます。

この大和川というのは、土木部長なんかも、当然、勉強されてこられとると思いますけど、柏原市役所のころから、ずっと昔は、江戸時代、淀川に流れとったんですね。それを、

今の堺の方へ流れるようにつけ替える偉い人がおったようですが。江戸時代にしてそういう大工事をしたわけですから、今のいわゆる重機などの機械によれば江戸時代とは比べ物にならないスピードではできると思いますが、しかし、いろんな事情があってそうもいきませんが、いずれにしても、上流域の対策と下流域の対策を兼ね混ぜ合わせながら、私らが生きとる間には、無理だと思えますけども、いわゆる二百七十五ミリというような雨が降っても何とかなるようなことを考えてほしいと思えます。

それから、警察本部長の方から答弁がありました。すぐきのうの新聞についての反論もあったわけですが、そうは言いながら、現場では、この前の奈良西警察署で起こった事件では、副署長、あのときに、やっぱり保護者をちゃんと交えてやったらよかったですねというような、少し反省もいただいているわけで、今後も、ケース・バイ・ケースにもよりますが、原則としてできるだけ、そういった子どもたちの障害者の親を、あるいは、保護者、支援員を交えて聞くような仕組みをできるだけやっていただきますようお願いをしておきます。

それから、看護師の確保ですが、私は、かねがね思うんですけど、看護師も、夫の協力も必要で、結婚してからの看護師を勤める場合には必要ですから、夫手当みたいなものもつけて考えてほしいと思えます。

以上、要望して私の質問を終わります。

○副議長（浅川清仁） 次に、二十二番神田加津代議員に発言を許します。一一二十二番神田加津代議員。（拍手）

◆二十二番（神田加津代） （登壇）自由民主党の神田加津代でございます。よろしくお願ひします。

ちょっと、のどを痛めておりましてお聞き苦しい点があろうかと思えますが、ご理解をいただきたいと思えます。

議長のお許しをいただき一般質問をさせていただくわけですが、その前に、一言、お見舞いを申し上げたいと思えます。

本年、我が国及び奈良県にとって悲しむべき未曾有の災害が発生いたしました。三月十一日に発生した大地震による東日本大震災、その上、地震に誘発された東京電力福島第一原子力発電所の事故、そして、九月三日から四日にかけての台風十二号は、五條市をはじめ奈良県南部に大きな被害をもたらしました。

先日、被災地の天川村の天河神社、そして、天川中学校を役場の方々にご案内いただきました。宮城県の被災地を訪れたときにも、余りの惨状に言葉もありませんでしたけれども、今また、天川村の山崩れを前にして、そして、三階建ての中学校の校舎の二階まで浸水した、そんな様子や、天河神社の宝物殿にも被害が及びそうになったなどの報告を聞き、啞然といたしました。改めて、被害の大きさに胸が打たれた次第でございます。

先日、代表質問にもありました、大原先生のこともお聞きし、本当に、思わず涙が込み上げた次第です。この一連の災害で被災された皆様に心から哀悼の意を捧げたいと思います。

災害からの復旧・復興は何よりも迅速でなければなりません。その意味で、荒井知事はじめ行政の対応は、おのこの的確なものであったと思います。その中で、同じ県民として何らかの形で支援したいと願う方々にとって実にタイムリーな企画が提案されています。その一つが、奈良県南部復興支援プレミアム宿泊旅行券です。私も、先週の土曜日に所属する団体の研修で活用させていただきました。参加された皆様にも、また、風評被害でキャンセル続出の宿泊施設の方々にも喜んでいただいた次第です。これを機に、今後も、復興へ向けた取り組みの推進にみずからもしっかりとかわっていきたいと改めて思ったところです。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず初めに、旧耳成高等学校跡地を活用した中南和地域の観光振興について、知事にお伺いいたします。

私は、昨年、九月議会の代表質問において、旧耳成高等学校跡地を活用し中南和地域を活性化するために、農業や観光振興を推進する農産物直売所を中心とした拠点的な施設の検討を提案させていただきました。荒井知事からは、同跡地の運動場部分を活用し、大型農産物直売所を中心とした拠点的な複合施設を誘致する方向で検討したいとの答弁をいただきました。そして、現在、食・農・観を基本コンセプトに、大型農産物直売所を中心として、産直レストラン、観光情報発信施設などを併設する画期的な複合施設を平成二十六年から平成二十五年に一年前倒しをして設置すべく、JAならけんと諸準備を進めておられます。当該地域選出の議員として心から感謝申し上げる次第です。

私は、この施設にはさまざまな効果があると考えています。農産物直売所を設置し、地元でとれた農産物を販売することは、農家の生産意欲を高め、現金収入をふやすことで経済効果にもつながります。さらに、産直レストランの設置は、集客力アップに貢献するにとどまらず、雇用の増加も期待できることです。しかし、奈良県の発展を期するには、何よりも、観光振興を推進することが重要であり、観光情報発信施設を設置することにより中南和地域の観光振興を推進することが可能になると考えています。

私は、以前、国の観光庁観光地域振興部から、地域競争力強化支援室長をお招きし、各市町村長が広域的に連携しながら、滞在推進地区、滞在促進地区を選定し、核となる自治体を中心に周辺市町村が役割を分担しながら広域的発展を目指す観光圏について学びました。

今、申し上げたように、中南和地域が広域的に発展するためには、橿原市を中心に、市町村がそれぞれの役割を明確にした効率的な観光振興が必要であると考えます。そして、まさにその中心的役割を担うのが、旧耳成高等学校跡地に整備予定の複合施設なのであります。そして、その複合施設の中でも、とりわけ観光情報発信施設は、橿原市をはじめと

した周辺地域や中南和地域への周遊観光を促す観光案内の拠点になるべきものであり、そのためには、県が主導的な役割を担うことが大変重要であると思います。

そこで、知事にお伺いいたします。

この観光情報発信施設を、中南和地域の観光振興に、今後、どのように活用されようと考えておられるのでしょうか。よろしく申し上げます。

次に、中南和地域の観光振興に不可欠なインフラ整備について、二点、土木部長にお伺いします。

まず、橿原市今井地区にある飛鳥川の河川環境整備の進捗状況についてであります。

飛鳥川沿いに位置する今井町は、平成五年に奈良県で初めて重要伝統的建造物群保存地区に指定されました。今井町に残されている古い町並みは江戸時代からのもので、県民の貴重な財産であるとともに、橿原市のみならず中南和地域を代表する観光資源として全国的にも有名です。地元では、この貴重な財産を生かし地域の活性化を図るため、町並み散歩などのイベントの開催や、空き家バンクによる空き家の紹介などが行われています。行政と住民が連携してさまざまな取り組みが行われています。

さらに、今井地区における飛鳥川の環境整備も進んでまいりました。この事業は、橿原市の町並み整備とも連携し、護岸整備だけでなく河川公園の整備も行うもので、観光資源としての今井町の価値を高めるものと期待しています。

ところで、私は、昨年度も季節を体感できる景観づくりについて質問、提案をさせていただき、その中で、もみじをはじめとして、花や植樹による彩りづくりの大切さを訴えました。特に、飛鳥川は、今井町と藤原京や明日香地域とをネットワークする遊歩道としての機能を有しており、川沿いには多くの万葉歌碑も見ることができます。現在、県で進められる今井地区の河川環境整備は、点在する観光資源を結ぶ遊歩道の拠点施設と考えておりますが、その整備に当たっては、彩りづくりに配慮されると、よりすばらしいものになるのではないかと考えます。そこで、現在の飛鳥川の環境整備の進捗状況と、彩りづくりについてどのように配慮され取り組んでいかれるのか、お伺いします。

次に、県道橿原神宮東口停車場飛鳥線についてお伺いいたします。この道路につきましては、以前にも二度ほど、進捗状況をお尋ねしたことがございますが、今回、改めてご質問いたします。

私の地元、橿原市高市郡は、日本の原風景を体感できる明日香や世界遺産候補となっている藤原宮跡をはじめ、豊富な観光資源が点在している地域です。これらの観光資源を生かすためには、交通インフラの整備が重要と認識しています。とりわけ、中和地域の中心である橿原市は、京和奈自動車道、中和幹線など幹線道路が整備され、また、鉄道、バスなどの交通の拠点となっており、さらに、中和地域だけでなく南部地域の玄関口としての機能を有している地域であります。現在、橿原市や明日香村といった中和地域の観光に寄与する道路として、県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の整備が進められており、その完成を

期待しているところであります。そこで、この県道樫原神宮東口停車場飛鳥線の整備についてどのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

次に、女性の就労支援について、二点、お尋ねいたします。

私は、この質問をするきっかけとなったのは、つい最近、内閣府政策統括官村木厚子さんのご講演を聞く機会を得ました。すばらしい女性で、そして、講演の中身も、本当に聞き入ってしまうほどすばらしい中身だったんですけれども、それに触発されて、この質問をさせていただきます。

国連開発計画が毎年発表する人間開発報告書によりますと、日本は、長寿で健康な生活、知識、人間らしい生活水準を用いて算出される人間開発指数が、平成二十三年で百八十七カ国中十二位となっています。また、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数では、百三十五カ国中九十八位となっています。

ジェンダーギャップ指数は、経済分野、教育分野、健康分野、政治分野のおのおのでの男女間格差の各データから算出されていることから、我が国は、総合的な人間らしさの分野では実績を上げているものの、女性が政治経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であるということがわかります。

国では、指導的地域に占める女性の割合を、二〇二〇年には三〇%という目標を設定しているようですが、平成二十三年一月に出された女性の政策方針決定参画状況調べによりますと、女性国会議員の割合は、衆議院で一〇・九%、参議院で一八・二%となっており、女性医師については、平成二十年の調査で一八・一%、管理的職業従事者に占める女性割合は、平成十九年の就業構造基本調査で一・二%とされ、道半ばという現実がわかりません。

ここで、奈良県の状況を、同様の項目で比較しますと、平成二十二年末では、女性県議会議員は、私を含め六名で、比率は一三・六%となっており、全国で六位に位置づけられています。また、女性医師は一六・五%、女性管理職一一・三%と、女性医師を除いては、全国平均よりも上位のデータが出ていますが、言うまでもなく、女性の意思決定の参画度合いは依然と低いと言わざるを得ません。特に、女性の社会進出度合いをはかる指標となる女性の就業率は、本県の場合、昭和五十年来、ずっと全国最下位となっており、就労や経済活動の分野では女性の力が発揮されていないように思われます。

しかし、一方で、平成二十一年に県が実施した女性の就業等意識調査においては、約八割の方々が働きたい、働き続けたいとの回答が寄せられたという現状もあります。女性の就業率が低い奈良県ですが、仕事をされていない女性の中にも有能な人材が多くおられるのではないのでしょうか。今後、そのような方々の就業が進み仕事を続けることができれば、意思決定の場へ参画する女性も多数出てこられると思います。

そこで、こども・女性局長に質問いたします。

県では、これまでも女性の就労支援を行ってきたと思いますが、いまだ、女性の就業率が全国最下位であることを受けて、今までの取り組みをどのようにとらえ、今後はどのような支援に取り組もうとされているのか、お聞きいたします。

次に、女性の就労支援への取り組みを考えていただく中で、特に、県立病院での女性医師の問題について質問いたします。

県立病院では、医師全体に占める女性医師の比率が一四％、また、医科大学の学生の中で約三割は女性と聞いています。病院では、看護師もほとんどが女性となっており、職場の中で女性が働き続けられる環境づくりが大きな課題ではないでしょうか。先日、私のところに、県立病院に勤める女性医師のご家族から相談がありました。お話を聞くと、病院では、医師同士で話し合いながら産休時の対応や、子どもが小さいときには勤務シフトを変えるなど、男性医師が協力的な診療科もあるようです。それでも、仕事をやめずに続けていくには医療現場は厳しい状況になっているとのことでした。医師同士の自助努力だけでは限界がありますし、女性医師本人にとっても気を使いながら勤務せざるを得ないこととなります。

今後、県立奈良病院の移転や南和地域における病院体制の整備など知事が力を入れている医療への取り組みが実を結ぶためには、医師や看護師の確保が欠かせない課題で、今回取り上げた女性医師の問題は、特に力を入れて取り組んでいただきたいテーマです。県立病院での女性医師の離職防止を含めた人材確保にどのように取り組んでいかれるのか、医療政策部長にお伺いいたします。

最後に、奈良県のエネルギー政策について、産業・雇用振興部長にお伺いいたします。

東日本大震災により誘発された東京電力福島第一原子力発電所事故は、放射性物質の拡散にとどまらず、エネルギーの今後のあり方に一石を投じることになりました。原子力発電がエネルギー供給の主要な部分を占める政策が正しかったのか、国民的議論を喚起するきっかけとなったのです。その一方、奈良県では、九月の台風十二号により送電線が寸断されたため、南部地域で長期間にわたり電力が供給されず、多くの方々が不安な日々を過ごすこととなり、エネルギー供給の不安定さが現実のものとなってしまいました。エネルギーは、供給されるものとの考えがどこかにあったのではないのでしょうか。三月及び九月の災害から学ぶべきは、奈良県といえどもエネルギー問題は避けて通れないということです。

奈良県では、ご承知のように、火力発電などの大規模発電所がありません。そのことは、さまざまな要因で、県外からの送電網が寸断したり他府県にある大規模発電所が停止した場合、県内の広範囲で電気が供給されないことを意味します。電気が長期間供給されないと社会で多くの混乱が生じます。病院などでは患者への対応に苦慮することとなり、場合によっては命にかかわる事象が発生することも想定せねばなりません。県内市町村でも、原子力発電所依存からの脱却を求める動きが顕在化している中、奈良県は、産業・雇用振興部にエネルギー担当を一元化し、部局横断的に再生可能なエネルギーの利活用について

今年度中に基本的な考え方をとりまとめることを明らかにされています。この機会に、エネルギーの地産地消を奈良県のエネルギー政策の柱に据えてはいかがでしょうか。エネルギーの地産地消は、県民の協力なくして実現することはできません。福島第一原子力発電所事故以降、エネルギーのあり方が問われる中で、一人ひとりの県民がこの問題と向き合わねばならない状況となっており、講演会などを開催して啓発運動にも力を注ぐ必要があると考えます。県としてどのようにエネルギー政策に取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（浅川清仁） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十二番神田議員のご質問が、一問、私に対してございました。旧耳成高等学校跡地を活用した中南和地域の観光情報発信施設の方向でございます。

旧耳成高等学校跡地の農産物直売所に併設する予定でございます観光情報発信施設は、この施設が中南和東部地域の観光の玄関口に位置しておりますことから、この地域の周遊観光を促進させる拠点として重要な役割を持つことができると思っております。とりわけ、中南和東部地域へは、自動車で来られる観光客が多い反面、観光地が点在しておりますので、この中和幹線沿いのこの場所で一元的に観光情報を提供することができれば、来られる観光客の利便性を大いに高めることができると考えております。

現在まで、中南和東部地域の観光情報は、各地域の道の駅やそれぞれの市町村、あるいは施設の観光案内所などで個々に情報を提供をしておりました。各地域に来られている観光客の多様なニーズ、きょうはどこで泊まろうか、どこで食事をしようか、どういう花が見ごろか、どういうイベントがきょうあるのかといったような多様なニーズに即応するとは言い難い状況だと思っております。地域の観光情報を一元的にとりまとめ提供することで、魅力の奥深い、この中南和東部地域の魅力を効果的に発信でき、この地域の観光交流が活発になることを大いに期待しているものでございます。特に、観光の見どころが広く点在しております、奈良全体がそうでございますが、この中南和東部地域はより広く点在しておりますので、観光案内の機能の強化はとても大事であろうと思っております。

この観光情報発信施設の具体的な機能でございますが、県内各地に点在している観光情報をとりまとめて、ドライブ観光、自転車観光などのモードごと、また、多様な観光客、ファミリーでございますとか高齢者でございますとか若者でございますとか、多様な観光客に、直接、観光コンシェルジュといった対面による観光情報の提供、また、観光客が求めておられます当日のイベント情報などをリアルタイムで発信できるようにしたいと考えております。

このような機能をどのような仕組みで提供するのかということでございますが、官民連携による取り組みを継続することが基本になろうかと思っております。平成二十五年にこの大規模農産物直売所がオープンいたしますが、それまでに県が中心となって関係市町村の協力を得て観光情報の収集、編集、提供のシステム構築と運営体制の検討を進めたいと思いま

す。そして、この地域、農産物直売所だけでなく観光拠点として関西地域の中で最も集客力が期待できる画期的な複合施設として農業と広域的な観光の振興を図り、中南和東部地域の地域経済の活性化を目指すこととしたいと考えております。

私に対する質問は以上でございました。

○副議長（浅川清仁） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） （登壇）二十二番神田議員の私への質問は二点でございます。いずれも、中南和地域の観光振興に不可欠なインフラ整備についてでございます。

まず、一つ目は、橿原市の今井地区の飛鳥川の環境整備、特に、彩りづくりについてどのように配慮し、取り組んでいるのかという質問でございました。

議員お述べのように、今井地区は、平成五年に重要伝統的建造物群保存地域に選定され、歴史的景観の保全を目的とした町並みの整備が橿原市により進められております。県といたしましても、この今井地区に隣接して流れる飛鳥川の改修を行うに当たっては、歴史的な景観にも配慮し、今井地区の玄関口にふさわしいものになるように進めることが重要であり、観光地としての魅力向上につながるものと認識しております。これらを踏まえて、これまで橿原市や地域の皆様のご要望やご意見を聞きながら、親水性護岸の整備や河川敷の公園整備を進めてきたところです。工事の進捗状況としては、平成二十一年度から護岸工事に着手し、今年度は、残された護岸と河川敷の公園の整備を行っており、来年度の完成に向けて整備を進めているところでございます。彩りづくりについては、現在までに地元の要望などを踏まえ、桜並木の遊歩道として、川沿いには桜を植え、また、つつじ、萩など、季節の花が見られるような計画を策定してきているところでございます。

公園の来年度の完成に向け、植栽は来年の秋、冬以降になりますが、県としてこれら植栽に関しても、景観創造のため、植栽による彩りづくり事業というものを県で推進しているところでありますけれども、当該地区についても、その中の事業と位置づけるとともに、ご提案の、季節を体感できるような彩りづくりについて、さらに今後、地元と相談し、実際の植栽に反映できるよう実現に向けてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、飛鳥川の環境整備を通じて、人々が憩い、集い、四季折々の奈良を感じていただけるような水辺空間の整備を目指して、地域に愛され親しまれるような川づくりができるよう努めてまいりたいと思っております。

二点目は、道路の問題でございますが、県道橿原神宮東口停車場飛鳥線の整備状況でございます。この県道は、近鉄橿原神宮前駅東口から明日香村飛鳥に至る県道で、明日香村周辺における広域的な観光ネットワークの一部として明日香村、あるいは橿原の活性化に寄与するものと考えております。県道沿いは、人家が連檐し幅員も狭小であるため、延長一・六キロメートルのバイパス道路として、これは、平成七年度より、橿原市石川町から和田町間で事業を進めているところでございます。これまで用地買収に非常に難航しておりましたが、用地交渉を積極的に進めることにより、本年五月、そして十月に二軒の地権者との用地買収契約を結ぶことができました。これにより約九四%の用地確保ができた

ころでございます。用地買収が完了した区間では、随時、埋蔵文化財発掘調査を進めるところでございます。今後は、残る未買収地について地権者への説明や課題の解決などを行い、用地交渉が得られるよう交渉を進め、早期の道路整備を目指しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 西岡こども・女性局長。

◎こども・女性局長（西岡史恵） （登壇）二十二番神田議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、女性の就労支援について、いまだ女性の就業率が全国最下位であることを受け、今までの取り組みをどのようにとらえ、今後はどのような支援に取り組もうとしているのかとのご質問でございます。

議員お述べのとおり、女性の意思決定の場への参画を進めるためにも、女性の就労を支援し社会活動への参加を促すことは重要であると認識しております。これまでは、女性を取り巻く就労環境の整備として、育児・介護休業制度等の職場環境や保育所などの子育て環境等の充実に取り組んでまいりました。今年度からは、これまでの就労環境の整備に加え、女性に対する直接的な取り組みとして、再就職支援、そして、就業継続支援を実施しております。

まず、六月には、子育て中の女性のための就職相談窓口を開設いたしました。この窓口では、就職に当たっての女性の不安を解消し就労への意欲を高めていただくための相談や、求人、子育てに関する情報提供など、一人ひとりのニーズに応じた再就職相談支援を行っております。十一月までに述べ四百五十四件の相談があり二十名の方が就職決定に至っております。今後も、より多くの方にご利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

また、十一月には、県市町村を含む県内事業所で働く女性を対象に、働き続ける意欲と、職場で一層活躍していただくためのスキルを高めていただくことを目的として、キャリアアップセミナーを三日間の日程で開催いたしました。職域の垣根を超えて民間企業からも多数のご参加をいただきました。受講者からは、仕事へのモチベーションが上がった、自分らしいリーダーシップを発揮できそうだななどの前向きな意見が多から寄せられました。とともに、県内で働く女性の相互交流が図られたものと考えております。

今後も、女性の就労に関する各種データや相談窓口などに寄せられた声などを分析し継続し、女性本人の就労意欲向上のための支援はもとより、家庭、地域、職場等における諸課題の解決に向けた効果的な施策について検討、構築を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 武末医療政策部長。

◎医療政策部長（武末文男） （登壇）二十二番神田議員の私へのご質問は、県立病院での女性医師の離職防止対策、人材確保の取り組みでございます。

議員お述べのとおり、県立病院には、現在、一三・九％、二十二名の方が医師として働いていただいております。診療所ごとに見ますと、女性にとってやりがいのある小児科、あるいはNICU、いわゆる新生児のICUに多いようでございます。また、比較的勤務時間が規則的である皮膚科、放射線科、麻酔科の割合が高くなっている。これは、県立病院だけでなく全国的にもほぼ同じような傾向であるということでございます。

また、病院医師に占める女性の割合も、三〇％と言われましたが、年々増加傾向にありまして、今後もますます増加していくことが考えられますので、病院における女性の就労対策というのは非常に重要だと考えております。

本県の子育て支援の制度としまして、産前産後に十六週間の分娩休暇、満三歳になるまでの育児休業制度、小学校就学までの育児短時間勤務、小学校三年生までの一定範囲での部分休業などを取り入れているところでございます。

しかし、女性の医師は、補充する医師の確保が困難なことから、他の職種に比べてこれらの制度を取得しづらいという現実がございます。

女性が働きやすい職場環境の整備に向けて具体的な検討を行うために、本年十月に県立奈良病院におきまして、院長と現場で勤務をする女性医師による意見交換会を実施いたしました。その意見交換会で四つほど主なものが出てきましたが、子どもの出産育児についてでございますけれども、短時間勤務のような育児がしやすい勤務形態がなかなか選択できないことであるとか、先ほど申しました、産休時、または部分休業時の補充医師の確保が難しいこと。二つ目は、子どもを安心して預けられる環境についてございまして、現在の院内保育所の運営では利用がしづらいというご意見がございました。三つ目には、介護で介護休暇が実際必要な期間より短いこと。四つ目として、職場環境について、女性がくつろげるスペースがないことなど、具体的な意見が出され、現実に女性の医師が抱えている課題が認識できたところでございます。

このような意見を踏まえ、今後、県立病院の女性医師が産休、育休を取得して育児に取り組むやすい環境を改善したいというふうに考えております。そして、女性医師のキャリアパスが確立するように、例えば、補充が可能になるための医師の確保であるとか、女性医師が働き続けるために短時間勤務制の導入など、具体的な検討をお一人おひとりのケースについて進め、関係者と調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、村木厚子さんが女性就労に熱心に取り組んでおられたときに、育児ができながら関心のないことを「育児なし」というポスターをつくられたことを覚えております。そういった観点からも、男性の就労支援を少し調べてみたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 浪越産業・雇用振興部長。

◎産業・雇用振興部長（浪越照雄） （登壇）二十二番神田議員のご質問にお答え申し上げます。

私への質問は、エネルギーの地産地消に係る啓発活動とエネルギー政策への取り組みについてのご質問でございます。

エネルギーの地産地消という考え方は、とりわけ、東日本大震災に伴う原子力発電所事故以降、大きく注目されてまいりました。自立分散型のエネルギー供給と効率的なエネルギー消費を図ることによって地域におけるエネルギー受給の最適化を目指すことが大切であるという認識をしております。

その方途といたしましては、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなどと、いわゆる再生可能エネルギーの活用や、エンジンまたはタービンなどにより発電する際に生じる廃熱を利用するコジェネレーション、夜間の電力をためて日中に使用する蓄電池の活用、スマートメーターや送電網を使って電力需給の調整を図るスマートグリッドといったことなどが取り上げられております。

県におきましても、本年夏の節電対策を進める中で、地域における節電スタイル等とあわせまして、再生可能エネルギーの活用可能性についても検討する必要があることから、再生可能エネルギーとエネルギーの高度技術の活用可能性を検討する五つのワーキングチームを設置いたしまして、庁内関係課に加えまして民間企業もご参加をいただいて検討を始めているところでございます。

さらに、この十二月十五日には、今冬に向けた第二回目の節電協議会とあわせまして、有識者、関係団体、企業、県をメンバーといたしますエネルギー利活用研究会を開催いたしまして、奈良県におけるエネルギー利活用の方向性についての議論をいただく予定としております。

このような議論を踏まえまして、今年度内には奈良県としてのエネルギー利活用に係る基本的な考え方を取りまとめたいと考えております。

さらに、この考え方をもとといたしまして、国における電力の全量買い取り制度や、エネルギー基本計画の見直し動向も踏まえた上で、エネルギーの利活用ビジョンといったものも検討してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、県民の方々にエネルギー問題に対するご理解をいただくことは大切であると認識をしております。十二月十五日には、奈良県節電協会の開催に先立ちまして、奈良県のエネルギー政策の方向性をテーマとして京都大学の小西教授のご講演をお願いしているところでございます。さらに、奈良県節電協会に参画しております民間企業、経済団体、消費者団体、さらに、各市町村とも連携をいたしまして啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（浅川清仁） 二十二番神田加津代議員。

◆二十二番（神田加津代） 知事はじめ皆様、ありがとうございます。丁寧にご答弁いただきましたけども、なかなか、しっかりとそれを全部頭に入れることは大変だったんですけれども。

まず、旧耳成高等学校跡のことで知事のご答弁をいただき、観光情報発信施設へのこの熱い思いが、しっかりと受けとめさせていただきました。ここが拠点になることはいつも頭に入れながら、これから、またJAの進捗状況なども見守っていきたいなと思っているところでございます。

もしご所見があればお答えいただいたらありがたいですけど、今、ふと思ったんです。やっぱりあそこへ集客力をつけないといけないという中で、あの校舎の屋上の利用はどんなのかなと。県庁の屋上の利用が非常に多くなっているというのも聞いていますし、県庁から見る景色ほどあそこはよくないのかもしれないけれども、万が一、そういう、うまく校舎の屋上が使えればなというのを思い出しまして、もしもご所見があれば教えてほしいと思います。

それ以外は、いよいよ、もう平成二十五年ですので、一年半と言っても言っている間でございますので、観光は特にやっぱり県が主導を握っていただいてしっかりと取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、今井町ですけれども、今井町は、本当に檜原市の観光になっているという町でございます。檜原市の観光は、春に比べて秋はぐんと減って三分の一の観光客数になるんです。ですから、この今井町は、建物、町並みですので、四季関係ないわと思われるかもしれませんが、こういう河川敷の公園を整備するときは、やっぱり四季を考えていただいて、あそこは堤防も向かい合わせでざあ一と桜が咲きますけれども、秋になったら寂しいなという思いがあります。もみじなんかも植えていただいて、ずっと町並みを散歩してほっと一息つける公園で、秋はこんなふうだという、そんな、観光客にほっとしていただける公園にしてほしいなと思います。

それから、長い名前の県道檜原神宮東口停車場飛鳥線、これは、ちょっと最近あそこら辺で掘ってはるなと思っておりますのでちょっと動いたかなと思っております。供用の時期を楽しみにしております。でないと、その南側にある今の道路が大変細くて交通量も激しいので、事故の出ない間に向こうの道路が完成しますようお願いしておきます。

そして、女性の就労支援でございますが、こども・女性局長、頑張ってください。就業率は最下位でございますけれども、今年度の事業計画が実を結んで奈良県の実業率アップにつながれば最下位でも何でもいいと思いますので、ぜひ実を結ぶように頑張してほしいなと思っておりますし、私たちも頑張ります。女性議員さん、頑張りましょう。

それと、女医さんのことですけれども、本当に、入学式に行かせてもらおうと、もう三分の一、半分に近い女性が医師になられるというのを目の当たりにしておりますのに、せっかく勉強して、そして、いよいよお医者さん、現場でいうところで結婚して子どもを産むというそういう形の中で、もうやめるしかないわというような女医さんもおられます。

ご相談いただいた方もそんな方でしたので、やっぱり医師確保、確保するのにいろいろ努力していただいておりますけれども、せっかく確保できた女医さんを、やっぱり離職というんですか、手放すことのないように、先ほど、武末医療政策部長がおっしゃっていただいたように、いろいろと、物質的なというのか、託児所をつくるのかということ以外にも医師ご本人の悩みもありますので、そういうことの解決できるこの協議をこれからも取り組んでいってほしいなと思います。それからエネルギーは、これからというところで、九月議会にもたくさんの質問が出たと思っていたのですが、やはり忘れてはいけないこれからの課題でもあると思い、今回質問をさせていただきました。今後とも、またしっかりと取り組みをいただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。

○副議長（浅川清仁） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 旧耳成高等学校跡の屋上利用と言いますか、校舎の部分の利用でございしますが、あの場所は、大和三山が見えますのと、二上山の真東でございしますので、夕日が二上山に落ちるのを、真西に落ちるのを眺められる地域でございします。万葉集に歌われたそのままの夕日が二上山に落ちますので、一度、県庁内で見物する施設ができないかということ、たしか、検討を指示したことはございします。屋上にしろ最上階の西側の食堂利用にしろ、検討したことがあります。何か、屋上へ上る乗降施設がちょっと貧弱、不足していて、大きな投資が要るとか、要は、難しいという返事を受けたように記憶をしております。

神田議員のご質問、ご要望ありました、いま一度、再検討をしたいと思いますが、ちょっとどういう困難があるのか、庁舎の施設の困難ということでございします。またご報告をさせていただきます。

○副議長（浅川清仁） しばらく休憩します。

△午後二時四十五分休憩

△午後三時三分再開

○議長（国中憲治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。（拍手）

◆二十九番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子でございします。ことしは、台風十二号や東日本の大震災など、大変な試練の年でございました。来年こそはいい年になるようにとの思いを込めて、今年度最後の質問をさせていただきます。

関西広域連合について、知事に伺います。

大阪のダブル選挙では、大阪都構想を掲げた候補が当選しました。市長選挙で日本共産党は、独裁政治を許すなの一点で党派を超え共闘を広げ、平松候補が得票率の四一%、五十二万票を得たことは、今後、橋下市政の暴走をストップさせる力になると思います。大阪の暮らしと経済の閉塞感は、橋下市長の言う行政システムに問題があるのではなく、国民の暮らしよりもアメリカ財界言いなり、異常な政治のゆがみが根本問題です。しかし、

二年前に誕生した民主党政権は、普天間問題でも消費税問題でもことごとく国民を裏切り、野田内閣は、いまやアメリカ財界の使い走り内閣になっています。政治不信が広がる中で、大阪都構想の中身はよくわからないが何か変わるのではないかという期待が生まれています。大阪市も、関西広域連合の参加を表明しています。県民の方からも、みんなが一緒にやっているのになぜ奈良県だけ参加しないのかと率直なご意見もいただいています。日本共産党は、力を合わせるのは大賛成ですが、住民や議会の十分な議論もなく強行に進めてきた関西広域連合には問題があると思います。

関西広域連合は、落ち込みの激しい関西経済を浮上させるためにという名目で、関西財界の提案で進められ、大阪、京都の二府、兵庫、滋賀、和歌山、徳島、鳥取の五県が参加、広域の防災、観光・文化振興、産業、医療、環境保全、資格試験、職員研修など七分野の事業を行うことで、一年前にスタートいたしました。私は、広域行政調査特別委員会の委員として、この間、連合長の井戸兵庫県知事、滋賀県議会や京都府議会を訪問し、連合議会の議員の方にお話を伺ってきました。

滋賀県では、開口一番、早々入る必要はありません。奈良県は賢い選択をしたと言われました。十月に滋賀県市長会は、関西広域連合の加入について再検討を求める要望書を知事に提出しました。理由は、基礎的自治体が意見を反映させる仕組みがないというものです。特別地方公共団体という位置づけですが、主人公である住民の意思が全く反映されず、連合長も二十名で構成する連合議会議員も、住民が直接選挙で選ぶことはできません。井戸知事は、関西のエリアはファジーなものと言われ、扱う内容も七分野以外多岐にわたっています。不十分なら参加して改善すればよいという意見もありますが、この間の関西広域連合の動きは、私たちがこれに反対する理由を裏づけるものになっています。法的拘束力を持つ統治機構としては、だれが何をするとかも不明確なもとの、最も、今、力を入れているのが、国の出先機関の権限の委譲です。十二箇所の出先機関、一兆一千億円の財源を一本化し、関西の港、空港など巨大開発を際限なく進める。関西財界の利益追求に奉仕する、その仕方としての関西広域連合の役割が鮮明になってきています。

関西財界の意向に沿って既に広域インフラ検討会も立ち上げられ、大規模開発推進をする議論が進められているところです。発足時の設立案では、広域連合がそのまま道州制に転化するものではないとされていますが、これを推進してきた関西経済界は、関西州への一歩と見て歓迎しております。一時の大型プロジェクトが景気回復につながらないことは、関西国際空港や神戸空港を見ても破綻は明らかです。そのしわ寄せは住民の暮らしです。これでは奈良県のような弱小県は吸い上げられるだけになってしまいます。関西広域連合は、地方分権と言いながら、地方自治を破壊し財界に奉仕する仕組みを全国に広げる第一歩になるもので、このようなことに力を合わせるのは問題です。人口が減少して雇用が減っても、そこにバランスがとれた地域経済が運営できれば、人口や産業の衰退が地域の崩壊にはつながりません。

先日、水害に見舞われた天川村に調査に行ってきました。南日浦という地域一帯が水につきり大変な状況でしたが、地元の方々は、大工や左官など技術を持って一人で何役もこなす人がたくさんいて、お互い助け合い、地域には学校も診療所もあり、歴史や自然や文化を生かし、奈良市に次ぐ宿泊施設も多く、食料や生活日用品が手に入る店もあり、食品加工工場やみやげ物を開発するなど、地域の循環で経済が回り、これまでそれなりに生活が営まれておりました。大いに学ぶ点があると思いました。

奈良県が住民から離れたところで行政を行う広域連合に参加しないという知事の姿勢は評価するところです。発足して一年を経た今、改めて、関西広域連合の活動についてどのように見ておられるのか、知事の考えを伺います。

ＴＰＰについて伺います。

野田首相は、環太平洋連携協定ＴＰＰについて、国民にまともな説明もなく、ＡＰＥＣ首脳会合において、ＴＰＰ交渉参加に向け関係国との協議に入ると表明しました。表明は、農業はもちろん、医療、食品安全、公共事業の政府調達など、国民の暮らしと経済への破壊的影響に対する広範な国民の反対世論と運動を無視した暴挙です。ＴＰＰは、関税撤廃だけではなく非関税障壁の撤廃を大原則としています。農業分野では、関税をゼロにすれば現在四〇％の食料自給率が一三％にまで落ち込み、米生産の九割が破壊されます。奈良県は、耕地面積の七五％を水田が占めており、食料自給率はもとより、自然環境や国土保全景観など、はかりしれない影響が生まれます。政府みずから定めた食料自給率五割を目標とする食料、農業、農村基本計画とも矛盾します。どうすれば関税ゼロと食料自給率五〇％が両立できるのでしょうか。

奈良県の耕地面積は、全国四十三位、〇・七八ヘクタールです。国は、二十から三十ヘクタールにする大規模化を示していますが、奈良県の実態とはほど遠いものです。それでも、アメリカの百分の一、オーストラリアの千五百分の一で、どうやって太刀打ちすることができるのでしょうか。地球的規模での食料危機と飢餓の広がりの中で、自給できる力を持ちながら自国の農業を破壊し外国からの食料に頼る道を選ぶことは、世界にも顔向けできない行為だと考えます。自国の農業を破壊し亡国の道につながるＴＰＰに参加しないよう国に働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大滝ダムについて、土木部長に伺います。

国は、大滝ダムの試験湛水を十二月十五日から始めると発表しました。台風十二号によって、これまで地すべり地域とされていなかった迫地域の大規模崩落により、国道一六九号の西谷橋が土砂とともにダム湖に流されるという大災害が発生をいたしました。崩落した土砂は東京ドーム一杯分です。ここは、この青いところがすべて工事をしているところです。今回崩落したところは、一切工事がされていなかった、全くノーチェックのところ崩れています。ダム建設に際して最も注意しなければならないことは、堤体の破壊、または、湛水斜面の地すべりによってダムにためられた水の一部ないし全部が一挙に下流に流出し下流域で洪水を引き起こすことです。現地を見て、私は、台風十二号の後の安全点

検を行うべきだと決算審査特別委員会で要望いたしました。国は、専門家を入れて調査を行ったということですが、国の回答書は、現地調査観測データを確認したが、西谷橋付近の崩壊を除き、総合的に特段の変状は見当たらないとなっています。しかし、滑らないとしていた西谷橋付近の崩落そのものが大問題で、到底納得できるものではありません。

今回の試験湛水について、国土問題研究所理事長で長年地形土壌災害研究に携わっております奥西一夫氏は、「白屋地区については、地すべり発生域を地すべり域とゆるみ域に分け、それぞれ別の目標安全率を設定することにより工事量を減らしているが、当然、それに起因して安全性が低下している。今回の試験湛水で必ず地すべりが起こるとは言えないが、起こる可能性は否定できない。そのほか、大滝ダム建設工事前に国土交通省が地すべりの可能性があるとして調査し対策を行った斜面については、再評価委員会が取り上げた斜面以外は白屋地区地すべりの発生によって対策工事が必ずしも十分でなかったことが明らかになったが、放置されており、白屋地区の斜面よりも危険度は高いと考えられる。具体的には、寺尾、人知、迫の役場周辺の地域です。再評価委員会が取り上げた斜面では十分な対策が行われたと評価できるが、対象斜面はごく限定されており、これをもって湛水域の斜面が安全になったとは到底言えない」とのコメントをいただきました。

昨年八月に国土交通省が発表した調査結果によると、十万立法メートル以上の土砂災害が生じた深層崩壊は、一八六八年以降、少なくとも百十二件、そのうち三十四件が紀伊半島、さらに、二十七件が奈良県で発生しています。紀伊半島は、中央構造線断層帯が走りプレートがぶつかり合って地盤に割れ目などの変形が多い。雨も多く、深層崩壊を起こしやすい条件がそろっています。二〇〇三年のときは、白屋地区の住民が住んでいて家屋や道路のひび割れをいち早くキャッチしました。三月から湛水を開始して、四月に亀裂が生じ、日本共産党は、五月の連休明けに湛水の中止を申し入れましたが、その当時でも、国は、湛水が亀裂の原因か不明として、亀裂対策委員会で調査を行い、やっと因果関係を認めて水位を下げたのは八月になってからでした。白屋地区は全戸移転でだれもいなくなりました。村民は、試験湛水によって、またどこかで地すべりが起こるのではないかと不安を感じています。

大滝ダムは、昭和三十七年から四十年に及ぶ長い歳月と三千六百四十億円という莫大な国家予算を投入して進めてきた国家プロジェクトです。安全の想定は、科学的、客観的なデータに基づくこと、万人の納得が得られることが必要不可欠の条件です。深層崩壊のメカニズム調査もこれからです。なぜそんなに急ぐ必要があるのでしょうか。県は、国の報告だけでなく、独自の調査を行い、台風十二号の傷跡も癒えない今の段階で試験湛水は中止するよう国に働きかけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、西谷橋の崩落で国道一六九号が通行どめになりました。対岸道路が迂回路になり奥地の孤立化を防ぐことができました。今回の災害も含めて、対岸道路の整備をしていただくように要望をしておきます。

フラワーセンターについて、農林部長、まちづくり推進局長に伺います。

県のホテル誘致計画によって県民が利用していた県営プールがつぶされ、それが、浄化センターに建設されることで、今度は、浄化センターにあるフラワーセンターが馬見丘陵公園に移転することになりました。フラワーセンターは、来場者数、年間五万人、現在、九十一人のフラワーアドバイザーの方や三つのボランティア団体、あるいは、展示会などを開催している園芸団体の方が園芸教室や講習会を開いて活躍し、年間約一千人の方が参加して好評です。約十のサークルが毎月三、四回の展示会を年間通じて開催されるなど、これまでフラワーセンターは、草花を愛する多くの県民の方々に親しまれ利用されてきました。今後、馬見丘陵公園を花と緑の活動拠点にするということですが、利用者の方からは多くの声が寄せられています。現在、展示室はいつでも使えるように常設してさまざまな展示会が頻繁に開かれています。今度移転すると、常設の展示室がありません。また、今までは無料でしたが、今後は、展示会を開こうとすれば相当の利用料金がかかることとなります。引き続き、団体の活動に支障がないように負担軽減をしていただきたいと思います。昨年十一月の質問に対し、知事は、今後、具備すべき機能や規模などの検討を行うとともに、移設に当たっては現フラワーセンター利用者の活動に支障がないように検討すると答弁されましたが、どのような検討がなされたのか、お聞かせください。

また、浄化センターのフラワーセンターは、地域住民の憩いの場として長年親しまれ、できるだけその機能を残してほしいという要望も強く出ています。今回整備する浄化センター公園に憩いの場としての機能が残せるのか、伺います。

また、交通の利便性は、現在、近鉄ファミリー公園前で下車すれば目の前という立地条件ですが、馬見丘陵公園は、バスも南の端までしかなく不便です。さらなるバス路線の延長を要望いたします。

介護保険の保険料の引き下げについて、健康福祉部長に伺います。

社会保障と税の一体改革の名の下に、介護保険の保険料の引き上げと給付の切り捨てが進んでいます。憲法二十五条は、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならないと定めております。向上及び増進とは、ことしよりは来年がよくなることです。

来年は介護保険の第五次改定で保険料の見直しが行われます。現在、全国平均保険料四千六百円が五千円を上回ると推定されています。今でも大変な高齢者の生活を脅かすものです。これを引き下げるには、一つは、市町村が高齢者から集めた介護保険料をため込んだ介護給付費準備基金があります。平成二十二年度末の県内市町村の基金保有額は、市町村ごとのばらつきがありますが、約六十億円と聞いております。

二つ目には、都道府県が、県下の市町村で財源不足が起きたときに一般財源の繰り入れを行わなくてもいいように、市町村、県、国が三分の一ずつ拠出する財政安定化基金があり、現在三十三億円の積み立てがあると聞いています。国は、今回の改定に限り、財政安定化基金を取り崩して軽減に充てることを認めています。奈良県では、介護保険の一期、二期の当時に財政安定化基金が使われましたが、総額で貸し付けで一億四千七百万円、給

付で一千百万円、合わせましても一億五千八百万円が使われただけです。三期、四期については、日本共産党県議団は、これ以上の積み立ての必要なしと提案し拠出率がゼロになりましたが、自治体の不足は起きておりません。基金を使えば、介護保険の第一号被保険者は三十三万六千二百二十二ですから、一人約一万円の引き下げは可能です。国は、財政安定化基金の取り崩し額の考え方についてという文章の中で、具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に地域でご判断いただくものであるが、その際、基金残高に不足を生じず、基金本来の役目を果たし得る額を残すこととされています。過去の実績は一億五千八百万円です。三期、四期は全く使われていません。来年度からの介護保険料は引き上げが予測され高齢者の不安が広がっています。介護保険料を引き下げるために財政安定化基金をどの程度取り崩す考えか伺います。

最後に、医療政策部長に伺います。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業については、都道府県が交付金によって基金をつくり、実施主体は市町村で二分の一が補助されています。ところが、国では、平成二十三年末でこの制度を終了することになっており、これまで実施してきた市町村では、今後の事業の継続に対する不安が広がっています。県は、国に対してこの事業の継続を求めるとともに、県下の市町村で引き続き実施できるように支援すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。回答によりましては、議席から再質問させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（国中憲治） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十九番今井議員から私に二問のご質問がございました。

第一問は、関西広域連合が発足して一年がたちましたが、どのように見ているのかというご質問でございます。

議員ご指摘のように、関西広域連合は、昨年十二月に地方自治法に基づく特別地方公共団体として設立され一年がたちました。昨日、尾崎議員にも答弁いたしました。関西広域連合は、法定行政義務を執行する行政組織でございます。法的拘束力を持つ行政行為をする統治機構ということになりまして、府、県、市町村と並ぶものという理解をしております。現在、行政組織としての関西広域連合が取り組まれている法定行政事務は二種類ございますが、通訳案内士の登録に関する事務と、准看護師、調理師、製菓衛生士に係る試験と免許に関する事務の二種類だけでございます。行政組織の存立理由になるこのような法定行政義務は府県でも十分行えるものだと思っております。しかも、この一年間は準備段階とされ、その執行は一度も行われておりません。

関西広域連合は、この一年間で多くの活動を行ってこられました。それらは、すべて連携業務ばかりです。各知事、並任発令された各府県の職員の方々の作業と、その作業の内容には敬意を払いたいと思っております。それらは、行政組織が行わなくても連携団体間で行うことができる内容でございます。

現在、関西広域連合で働いておられる専任職員は二十名だけだと聞いています。兼務職員が約二百七十人おられますが、彼らは、これまで関西広域連合という行政組織の名の下で多くの連携業務を行ってこられたものと見ています。

昨日、尾崎議員が言われたように、関西広域連合は発展途上のものであり、今後、法定行政義務を拡大し、行政組織としての条件を整える努力をされていかれることになると思います。行政組織を新たにつくって育てていくという膨大な作業には敬意を払っていますが、行政組織のスリム化、効率化が求められている今、何のための行政組織かを具体的に明示することがまず必要であり、今後の活動を注目していきたいと思っております。

ＴＰＰについてのご質問がございました。

ＴＰＰ交渉に当たりましては、日本の農業について、将来の方向性や農業政策、とりわけ、農地政策を確立することが基本であると思います。そのための国論の統一が先決であり、また、これに際しましては、国内世論の合意形成が必要であろうと思います。このため、去る十一月十一日、近畿ブロック知事会として政府に対し、国民に対して十分な情報提供を行い、国民的議論を展開し、国民合意を得た上で判断されたいなどの緊急提言を行ったところでございます。

本県農業の立場から申し上げますと、都市近郊の野菜、柿、茶などが農産物の中心でございまして、畜産などの一部品目を除いてＴＰＰの影響は他県に比べますと比較的少ないものと思います。本県といたしましては、国がＴＰＰに参加するしないにかかわらず、カロリーベースの食料自給率の向上を目指す国の農政に追随するのではなく、本県の特性を生かした奈良らしい農業振興を着実に進めることが重要と思慮しております。小さくても、本県農業の足腰を強くしていくため、マーケティングコスト戦略などの施策を推進し、今後とも、意欲ある担い手が将来展望を持って奈良県で農業経営を営めるよう、県として全力を傾注していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（國中憲治） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） （登壇）二十九番今井議員からの私への質問は、大滝ダムについてでございます。今の段階で試験湛水を中止するよう国に働きかけるべきと考えるかどうかというご質問です。

大滝ダムにつきましては、ことし十一月に大滝地区の地すべり対策工事が完了し、白屋、迫地区を含め三箇所地すべり対策が完了しました。この対策工事に引き続き試験湛水が実施される予定でありましたが、台風十二号、紀伊半島大水害により、九月四日に迫地区において大規模な土砂崩れが発生したことなどから、本県から国に対しダムの十分な安全点検を要請した結果、国からは、文章により、その安全性について確認を得ております。国からの報告によりますと、豪雨直後、臨時の安全点検として、一週間にわたり、ダム貯水池斜面の地下水位、斜面の傾き、斜面の移動などの挙動観測が全域で重点的に行われ安全性が確認されたと聞いております。

また、その後も、地すべりの専門家により、現地と空から、三日間、調査が行われ、試験湛水実施については問題がないことが確認されている。さらに、三十四箇所の観測機器等の追加により観測体制が強化されましたが、これまでにすべての機器において異常はないと報告を受けております。

県としては、このような報告に対し、現地調査等により内容を確認した上で、国においては、十二月十五日から安全な試験湛水が実施されるものと考えております。

なお、県といたしましては、試験湛水中やダム供用後の貯水地斜面の安全確認についても、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、引き続き、徹底した安全監視を行うよう国に対し要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（国中憲治） 富岡農林部長。

◎農林部長（富岡義文） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対するご質問は、フラワーセンターが馬見丘陵公園に移転するが、その検討状況はどうなっているかでございます。

フラワーセンターにつきましては、花と緑の研修を行うのに、よりふさわしい馬見丘陵公園に機能を移転すべく、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ検討作業を進めているところであります。現在までの検討状況であります。基本的には、フラワーセンターが持っている学ぶ機能、見せる機能をさらに充実させ、県のフラワーセンターにふさわしい花と緑のまちづくりの活動拠点として、県民の方々に、より花と緑に親しんでいただきたいと考えております。

具体には、学ぶ機能につきましては、一般県民のための園芸教室や花いっぱい運動に携わるボランティアの育成講座の充実を検討しております。あわせて、これら受講者などの成果発表、展示会の場所を馬見丘陵公園館や花見茶屋に確保する予定であります。

また、見せる機能につきましては、県民の方々のご協力を得て、公園内の花壇で四季ごとに花の植栽や展示を行う計画としております。

さらに、年間を通じた各種イベントを企画し、多くの県民の方々が集うにぎわいの場を創出する予定としております。これらの機能の充実に当たり必要となる設備等の整備も検討しているところであります。

また、現フラワーセンターの利用者のご理解を深め、移転後の円滑な運営を図るため、ことしの夏から定期的に馬見丘陵公園を会場としまして、園芸教室、園芸相談会を開催しておりますが、受講者の方々からは、広大な緑あふれる環境の中で園芸を楽しめて非常によかったと大変好評でありました。県といたしましては、移転を契機に、より多くの県民の方々に花と緑の学習や憩いの場として親しんでいただけるよう、また、ボランティア団体などとの協働による花いっぱい運動が県下一円に広がるよう、地元市町村等とも連携をし魅力ある公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 上田まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（上田喜史） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、新しく整備します浄化センター公園に憩いの場としての機能が残せるかというご質問でございます。

浄化センター公園は、生涯スポーツの拠点としてさまざまなスポーツ施設の整備を行うこととしております。また、計画に当たりましては、フラワーセンターが県民の憩いの場として長年親しまれてきたことを勘案いたしまして、これらの施設が周辺の自然環境と融合し心安らぐ公園となるよう計画をしているところでございます。

このため、公園全体に四季を感じなごんでいただける植栽、多くの方が憩える木陰やベンチを配置することとし、また、地域住民と協働で育てる花壇を設け、自然と親しむ場を提供することとしております。加えまして、子どもたちが存分に遊ぶことができる大型遊具や芝生公園を整備することにしております。これらにより、世代を通じてすべての人が親しみ、自然を感じ、憩いやふれあいのある公園としていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田努） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

私に対しましては、介護保険料の引き下げにつきまして、保険料を引き下げるために財政安定化基金をどの程度取り崩す考えかというお尋ねがございました。

第四期の介護保険料につきましては、本県では、平均月額四千十六円、全国では四千百六十円となっておりますが、第五期の介護保険料につきましては、高齢化に伴う介護保険サービス利用の増加等によりましてさらなる上昇が見込まれ、保険料の抑制が全国的な課題となっているところと承知をいたしております。このため、議員お述べのとおり、本年六月の介護保険法の一部改正によりまして、平成二十四年度に限りまして、各都道府県で積み立てております財政安定化基金を保険料の増加の抑制を図るために取り崩すことができるとされたところでございます。

本県におきましても、法改正の趣旨を踏まえまして、財政安定化基金本来の目的に支障が生じないための必要額を残して取り崩しまして、市町村拠出分を保険料の上昇を抑制するために充てる予定といたしております。

議員お尋ねの財政安定化基金の取り崩し額につきましては、国が示しました指針を踏まえまして、まず、第五期の最終年度でございます平成二十六年年度の介護給付費の見込額を推計をいたします。次に、この見込額に対しまして一定の貸し付け率を乗じるなどにより基金に残すべき必要額を算出をいたします。その上で、市町村の基金需要を踏まえまして推計いたしました今年度末の基金積み立て残額から基金に残すべき必要額を差し引いて算出したいと考えております。

しかしながら、現時点におきましては、現在、国で改定が議論されております介護報酬ですとか地域区分の見直しに伴う介護報酬への上乗せ率、これがまだ確定をしていない状況にございまして、また、今年度における市町村の基金需要についても見極める必要がございますところから、今後、これらが確定し次第、基金残高が過大ではないかという議員のご指摘も踏まえながら、取り崩し額について確定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 武末医療政策部長。

◎医療政策部長（武末文男） （登壇）二十九番今井議員の私に対する質問は、子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン小児用肺炎球菌ワクチン、細菌性髄膜炎の予防ワクチンでございますが、接種の助成事業について、市町村が来年度引き続きできるようにというご質問でございます。

三種のワクチン接種は、一定の接種率を確保することにより効果が高まることから、県としては予防接種法に基づく対象として位置づけられるべきと考えております。

そこで、国に対して、これらのワクチンの定期接種化に向けて要望してきたところでございますが、現時点で、いまだ結論は出ていないようでございます。

そのために、現在、ワクチン接種緊急促進事業が実施されており、平成二十三年度末で期限を迎えることから、県は、事業の継続についても国の方に要望してきたところでございます。国では、これらのことを踏まえまして、市町村がこの事業を平成二十四年度も継続して実施できるように検討をしていると聞いております。このことから、県では、事業の継続を想定しまして、平成二十四年度の実施に向け市町村とも調整を図って適切な執行をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。何点か、もう一度、伺いたいと思っております。

ＴＰＰの問題ですけれども、近畿ブロック知事会の方で、慎重にということの要望をされたということですが、知事自身は、このＴＰＰは賛成だというふうに考えておられるのか反対だというふうに考えておられるのか、その点、はっきりお伺いをしたいと思います。

それから、大滝ダムの問題です。大滝ダムにつきましては、昭和三十七年に吉野川の大滝ダム事務所ができましたから、もう半世紀たつという、大変長い歳月がかかっている事業です。先日、川上村の村長さんからも、村は復興に向けて大変頑張っていると、橋の架設の工事も進んでいるというようなお手紙などもいただいております。この、災害があっても、迂回路を使って、あそこのホテルは使えるようになっておりますし、ぜひ、皆さんには川上村に行っていただきたいと思うんですけれども、それだけに、住民の皆さん

の、やはりこのダムによって村の運命が左右されたというか、そういう長い歴史がある、その最後の場面のところで、やはり私は、この迫の崩落、全くのノーマークだったところがなぜ起こったのかという、そのメカニズムがまだこれから平成二十六年にかけて深層崩壊のメカニズムを明らかにしていくと県の方は言われておりましたけれども、その前に、スケジュールに沿ってどんどん進めていくということであれば、この間、何度も同じ誤りをしたことの繰り返しになるのではないかというふうに思っております。もう最後の総仕上げというそういうときに、本当に、皆さんがこれだったら大丈夫だと思えるような、そういうことで進めるべきではないかというふうに思いますけれども、その点で、もう一度、お尋ねをしたいと思えます。

それから、介護保険の取り崩しの額ですが、まだ今のところははっきり出ないということですが、今、市町村の方では、幾らぐらいの介護保険料にするかということ、一所懸命考えている時間でございますので、いつになれば明らかになるのか、その見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（国中憲治） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） TPPにつきまして、私自身の賛否と申しますか、判断を光栄にも聞いていただきましたが、TPPの協議に参加するというのは野田内閣総理大臣の決断でございますので、内閣総理大臣の決断は尊重すべきだと思います。

交渉に入ると申すだけなのかTPPに参加するということを前提にしているのかということ、まだ、新聞で読む限りわからないところがございまして、これは、これから大きなことになると申します。

いずれにしても、協議に入ったときの日本国の交渉姿勢ですけれども、私は、WTOの会議に外務大臣政務官として、中川昭一、農林水産大臣から経済産業大臣なられた方と一緒に出席したことがあります、日本の国論は統一されているのか、どこにあるのかということが、一番、外国から問われることと申します。中央では、各省がばらばらな意見を持っておられるのが我が国の実情じゃないかと思えます。経済産業の観点、農業振興の観点、地域の観点等々があるかと思えます。代表がだれになるかということも大きなことと申します、事務の代表として野上さんというベテランの外交官が選ばれたとニュースで報道されております。政治家の代表は複数が出るんじやなしに一人で責任を持って全権を持って出られるのが望ましいと思えます。そのときに、国論の中で大事なものは、我が国で工業と農業をどのようにするのか、先進工業を中心に地域を起こしている大都市と、農業を中心の地域をどのように我が国として平等に公正に発展させていくのかというのが、これは、各国でも最大の課題と申します、我が国においてもますます重要な課題になっておると申します。TPP交渉の参加に当たりますと、我が国のあり方、工業と農業のあり方、大都市と地方のあり方が基本の論点になっていると思えます、それを、その議論を抜きにしてTPP交渉に入っても、なかなか、相手の国の方は、どの部分の代表かというふうに見られることが多いので、内閣総理大臣の決断として尊重いたしますが、

そのような意味で、国論の統一、それを支える国民世論の合意形成が大事だというふうに思っている次第でございます。

○議長（国中憲治） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） 大滝ダムに関する安全の観点についての再質問でございました。

大滝ダムにつきましては、迫の土砂崩れの後、観測を強化し、また、いろいろな観測機器を設置して観測をした結果、大きな変異も見られないというところでございます。ダムの地下水位、あるいは、斜面の傾きなどの挙動観測を重点的に行われた結果、問題がないということが確認されたというところでございます。

一方で、先ほど川上村村長さんのお話もございましたが、地元からも、強い要望、しっかりとやってほしいという要望も国土交通省の方に届いているというふうに聞いております。

そうした中で、試験湛水を行っていく上に当たりましては、十二月十五日より試験湛水を行い、平年並みの降雨であれば来年の五月上旬に満水となり、その後、水位を低下させ、六月下旬に試験湛水を完了するという予定になっていると聞いております。我々奈良県といたしましても、この試験湛水中を含め、しっかりと安全確認をしていただき、また、地元の方々の声も、先ほど申し上げましたが、細心の注意を払いながら、引き続き、徹底した安全監視を行いながら進めていただくよう国に対し要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（国中憲治） 前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田努） 介護保険の財政安定化基金の取り崩しにつきまして、いつごろまでに確定できるのかという再度のお尋ねがございました。

今ほど申し上げました、その介護報酬の改定などにつきましては、この年末までには国の方で決定をされるものと承知をいたしております。

また、この介護保険の財政安定化基金の取り崩しにつきましては、当然、県の予算に計上する必要もございますので、来年、県の平成二十四年度当初予算を決定するに当たりましては確定されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ありがとうございます。

TPPについては、知事がいろいろお答えいただいたんですが、やっぱり賛成なのか反対なのか、もう一つ、そここのところが不明確なような気がしましたけれども、もしご意見ありましたら、もう一度、お聞かせいただきたいと思います。

それから、大滝ダムですけれども、機器をいろいろ取りつけられたということですが、私は、非常に心配しますのは、前のときは、白屋の方が住んでおりました、いち早くキャッチされているんです。地元の方は、においがしたら注意をせよとか、井戸水の色が変わ

ったら注意をせよとか、昔から言われてきて、そういうものがあつたと思うんですが、そういうにおいとか色のチェックとか、そうしたことが機器を取りつけることで果たして可能なかどうか、そういうような点を非常に心配をしております。その点で、そのあたりも大丈夫なのか、その点も、一回、お尋ねをしたいと思います。

それから、この基金の取り崩しですが、来年度予算までに出るのは当たり前のことでありまして、これについて、やはりいち早く市町村に知らせてあげていただきたいというふうに思います。

○議長（国中憲治） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） 再々質問ということですので、お答えいたします。

先ほども申しましたように、湛水時の安全確認につきましては、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、そういう経験、カンを持っていらっしゃる地域の方々の声も注意を払いながらやっていただくよう国に対し要望してまいりたいと思っております。

○議長（国中憲治） 前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田努） ご指摘のとおり、なるべく早く決めまして市町村の方には伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ありがとうございます。

大滝ダムについて、一点、要望したいと思いますけれども時間がないので終わります。

○議長（国中憲治） これをもって当局に対する一般質問を終わります。

○議長（国中憲治） 次に、本日、知事から議案三件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承、お願いいたします。

財第百六十二号

平成二十三年十二月九日

奈良県議会議長 国中憲治殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第八十号 教育委員会の委員の任命について

議第八一号 公安委員会の委員の任命について

議第八二号 収用委員会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

議第八十号

教育委員会の委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成二十三年十二月九日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

佐藤 進

議第八一号

公安委員会の委員の任命について

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十九条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成二十三年十二月九日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

植野康夫

議第八二号

収用委員会の委員の任命について

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第三項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成二十三年十二月九日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

委員 池田辰夫
委員 牛島武久
委員 川崎祥記
委員 近藤末子
委員 高塚康文
予備委員 浅井真人

○議長（国中憲治） 次に、議第八十号から議第八十二号を一括議題とします。
お諮りいたします。

以上の議案三件については、知事の提案理由説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議ないものと認め、さよういたします。

○議長（国中憲治） 次に、議第五十九号、議第六十二号から議第七十九号及び報第二十六号、報第二十七号を一括議題といたします。

以上の議案二十一件については、調査並びに審査の必要がありますので、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（国中憲治） 次に、請願一件、陳情七件を上程します。

お手元に配付しておりますので、文書でご承知願います。

なお、請願は、調査並びに審査の必要があると認めますので、所管の常任委員会に付託いたします。

(総務警察委員会)

請願第一号

日本政府に全ての原子力発電所の停止・廃止等を求める意見書についての請願書

請願者 奈良市三条町六〇六一七六
奈良ハイタウン二一四〇四
原発いらない奈良の会代表
武部毅陸

紹介議員 梶川虔二
宮本次郎
小林照代

《請願の要旨》

奈良県議会として、下記事項についての政府宛て意見書を十一月定例会で可決することを求め、請願する。

- ①現在稼働させている全ての原子力発電所の運転を、即時に停止・廃止し廃炉にすること。原子力発電に代わる環境保全分散型エネルギーへの転換を進めること。
- ②現在定期検査に入り停止している全ての原子力発電所を再稼働させないこと。
- ③ばく大な原子力関連費を凍結し、新規原発建設・高速増殖炉・プルサーマル計画など、全ての原子力関連事業を廃止すること。
- ④原発事故により影響を受けている全ての被害者・避難者・被曝者に謝罪し、完全補償すること。避難する権利・疎開する権利を認め、安全措置・救済措置を取ること。
- ⑤福島在住者をはじめ、避難者、被曝した可能性がある全ての人々の健康診断・精密検査を毎年行うこと。被曝があきらかになった人々について一生涯の医療保障を行うこと。

⑥放射能の拡散・二次汚染の危険性を避けるため、放射能汚染された震災廃棄物の処理を全国の自治体に拡大しないこと。

理由

三月十一日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、原発周辺地域のみならず、日本全国、世界を危機に陥れた。大量の放射能（放射性物質）は現在も拡散し続け、大気・土壌・海洋を汚染し、飲料水・原乳・野菜・食肉などの汚染は、内部被曝の危険性を生みだしている。周辺住民・避難者、事故処理作業に従事する労働者の被曝はもとより、子どもたちをはじめ全国の人々・生物の生命が脅かされている。

避難措置によって、住みなれた家や職場を追われ、故郷に帰る見通しもなく不安な避難生活を強いられている住民は十万人以上（八月末）と言われている。避難区域外からも多くの犠牲を払い避難せざるを得ない人々は増え続けている。福島では、ふくしま集団疎開裁判が始められた。子どもたちの甲状腺異常も報告され、生命と生活は危機的状況に追い込まれている。補償と賠償に裏付けられた避難する権利を認めなければならない。

このような中で、野田政権は、原発を推進し、再稼働を進めようとしている。野田首相は、九月に国連で、各国への原子力技術協力や原発輸出を継続すると表明した。また、「来春以降、夏に向けて再稼働できるものはしていく」と明言し、秋から冬にかけて全国の原発のストレステストを実施し、年内二次評価から国際原子力機構（IAEA）の再評価を得て、原発の再稼働を強行しようとしている。暴挙である。

政府は、未だ、「直ちに影響はない」「除染を行う」と「安全」を強調している。強い放射能が拡散し続けている時にどうして安全であると主張できるのか。人の生命よりも原発の方が大事なのか。原発を国策として推進してきた政府、そして東京電力をはじめとする電力・原子力関連企業の責任は限りなく大きい。地震・津波は自然災害であるが、原発事故は人災である。原子力「安全神話」は崩壊した。

私たちは、政府の責任において、上記六項目について速やかに実行することを求め、政府宛て意見書を奈良県議会で可決することを求める。

日本政府に全ての原子力発電所の停止・廃止等を求める意見書（案）

三月十一日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、原発周辺地域のみならず、日本全国、世界を危機に陥れた。大量の放射能（放射性物質）は現在も拡散し続け、大気・土壌・海洋を汚染し、飲料水・原乳・野菜・食肉などの汚染は、内部被曝の危険性を生みだしている。周辺住民・避難者、事故処理作業に従事する労働者の被曝はもとより、子どもたちをはじめ全国の人々・生物の生命が脅かされている。

避難措置によって、住みなれた家や職場を追われ、故郷に帰る見通しもなく不安な避難生活を強いられている住民は十万人以上（八月末）と言われている。避難区域外からも多くの犠牲を払い避難せざるを得ない人々は増え続けている。福島では、ふくしま集団疎開裁判が始められた。子どもたちの甲状腺異常も報告され、生命と生活は危機的状況に追い込まれている。補償と賠償に裏付けられた避難する権利を認めなければならない。

このような中で、野田政権は、原発を推進し、再稼働を進めようとしている。野田首相は、九月に国連で、各国への原子力技術協力や原発輸出を継続すると表明した。また、「来春以降、夏に向けて再稼働できるものはしていく」と明言し、秋から冬にかけて全国の原発のストレステストを実施し、年内二次評価から国際原子力機構（IAEA）の再評価を得て、原発の再稼働を強行しようとしている。暴挙である。

政府は、未だ、「直ちに影響はない」「除染を行う」と「安全」を強調している。強い放射能が拡散し続けている時にどうして安全であると主張できるのか。人の生命よりも原発の方が大事なのか。原発を国策として推進してきた政府、そして東京電力をはじめとする電力・原子力関連企業の責任は限りなく大きい。地震・津波は自然災害であるが、原発事故は人災である。原子力「安全神話」は崩壊した。

よって、下記事項を政府に強く求める。

記

- ①現在稼働させている全ての原子力発電所の運転を、即時に停止・廃止し廃炉にすること。原子力発電に代わる環境保全分散型エネルギーへの転換を進めること。
- ②現在定期検査に入り停止している全ての原子力発電所を再稼働させないこと。
- ③ばく大な原子力関連費を凍結し、新規原発建設・高速増殖炉・プルサーマル計画など、全ての原子力関連事業を廃止すること。
- ④原発事故により影響を受けている全ての被害者・避難者・被曝者に謝罪し、完全補償すること。避難する権利・疎開する権利を認め、安全措置・救済措置を取ること。
- ⑤福島在住者をはじめ、避難者、被曝した可能性がある全ての人々の健康診断・精密検査を毎年行うこと。被曝があきらかになった人々について一生涯の医療保障を行うこと。
- ⑥放射能の拡散・二次汚染の危険性を避けるため、放射能汚染された震災廃棄物の処理を全国の自治体に拡大しないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

二〇一一年十二月 日

奈良県議会

内閣総理大臣 野田佳彦様

(厚生委員会)

陳情第二号

受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書

陳情者 東京都千代田区飯田橋二―――四―二〇三

スモークフリーキャラバンの会

会長 平間敬文

《陳情の要旨》

今日、喫煙がもたらす健康被害は医・科学的にも立証されている。平成十五年五月一日に施行された健康増進法では喫煙の弊害が指摘され、有効な対処策を講じるよう指摘するとともに、わが国も批准し平成十七年二月二十七日に発効したタバコ規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）においては具体的な施策が明記され、すべての締約国が有効な対策に取り組むよう要請されている。

しかし、わが国では現状において喫煙被害に関する有効な施策が実行されているとは言いがたく、ましてや毎年六千八百人が亡くなっているとも言われている受動喫煙対策は遅々として進んでいないのが現状である。先進国の中では対策の遅れているきわめて特異な国となっている。

一方、平成二十二年四月一日から施行された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」は全国初の条例として注目を集めたが、今日、当該県民の八七%の賛成を得ているほか、喫煙者に限っても五九%が賛成している。さらに約七～八万人の神奈川県民が禁煙を達成したと推計され、県民の健康保持に寄与した条例の社会的効果として評価されている。

このような現状の中で禁煙施策は最優先の課題であり、貴職におかれては奈良県民の健康を守る立場からも、一刻も早く受動喫煙防止条例を制定されることを要望する。

以上地方自治法の規程に基づき陳情する。

（文教くらし委員会）

陳情第三号

東日本大震災で発生した瓦礫（災害廃棄物）処分についての陳情書

陳情者 奈良市朱雀三丁目一五一一一五〇八

nara-action 実行委員会

代表 堀田美恵子

《陳情の要旨》

東日本大震災で発生した瓦礫（災害廃棄物）は放射能汚染されています。受け入れないでください。

〔要旨〕政府・環境省が東日本大震災による災害廃棄物について全国の自治体に処理を打診し、奈良でも大和郡山市、天理市、生駒市、田原本町、南和広域衛生組合、十津川村が受け入れを表明しました。

この「放射性廃棄物」を受け入れると奈良は受け入れた市町村のみならず周辺地域もすべて放射能汚染されてしまいます。放射性物質は焼却してもなくなるのではなく、焼却することは放射性物質をまき散らすテロ行為です。私たちは、放射能汚染を拡大させたくありません。そして、放射能汚染された奈良で住みたくはありません。ましてや子育てしたくはありません。住民の生命、財産を守るため、奈良県内で瓦礫は受け入れないよう、市町村等に要請して下さい。

[理由] 東日本大震災で発生した瓦礫（崩壊した建築廃材、土砂、金属、紙、工業品など）は全て放射能汚染されています。放射能は奈良のお茶の葉からも検出され日本中に降りました、特に東北一帯は放射線管理区域並（ $5\text{mSv}/\text{年}$ ）の地域が広範囲にあり、それらの地域の瓦礫は、特別な管理が必要な「放射性廃棄物」であるという認識が必要です。

瓦礫、ゴミ搬出時に放射能値をはかるようなことはありません。高レベル汚染されたゴミも低レベルのものもごちゃ混ぜで全部ゴミになります。同じ家屋であっても汚染がひどいものと少ないものなど放射能の付着はばらつきがあります、それらを移動すれば埃や粉塵となって拡散し、まだ放射能値の低い地域が危険管理区域になってしまいます。これらの放射能の元になっているセシウム百三十七、ストロンチウム九十は半減期が三十年で一年や二年で量が減ることはありません。また放射性物質の付着したゴミを焼却すれば大気から放射性物質が拡散し、周辺地域を広範囲に汚染させます。セシウムやストロンチウムは燃やしてなくなるものではありません。

東日本大震災の瓦礫を持ち込むということは、放射性物質を持ち込むことであり、そのことによって地元住民、特に乳幼児、子どもたちにガン、免疫不全、神経障害などを何十年にわたって引き起こす危険を持ち込むことです。奈良が、周辺地域が放射能汚染されるのを黙ってみていることはできません。瓦礫持ち込むことはやめてください。

私たちは東日本大震災後の復興に向け、被災者支援等できる限りのことをしたいと、支援組織を立ち上げ、市民レベルで被災者や放射能からの避難者、特に影響の大きい母子・子どもたちの受け入れをしてきています。放射能汚染の少ない奈良に避難し、ようやく子どもたちを思い切り外で遊ばせ、今後の生活について考えられるようになった避難者の方たちは、奈良で瓦礫を受け入れ放射能汚染が広がると、安住の地と思った奈良からも逃げていくしかありません。私たちも逃げるしかありません。

政府は事故後、放射能汚染データを隠し、メルトダウン発生の事実も隠しました。その結果何万という人たちが大量の放射能被爆をしました。今も、被爆は続いています。そして食べ物の安全基準をチェルノブイリ現地の五十倍の二千ベクレルに引き上げ、子どもが受けてもいい放射能値を年間 20mSv にしました。原子力政策を推進するために人々の命を犠牲にする行為です。この上放射能汚染された瓦礫を日本中にばらまき、焼却して更にばらまき、汚染度が低い地域までも高濃度汚染させるなど許されません。放射性物質は現在生きている人間の遺伝子を傷つけるだけでなく卵巣にたまり、まだ生まれていない未来の世代も傷つけます。

ただの瓦礫ではありません。「放射性廃棄物」です。

奈良にいる全ての子どもたち、これから生まれてくる未来の子どもたちの命を守るため絶対認めることはできません。

ただちに影響はない、しかし何年後かには必ず影響が顕在化して病気になります。ひどい場合は死にます。

以上の事由により、奈良県内で放射能汚染された廃棄物や活性汚泥の焼却処理受け入れを断固として拒否すること、また奈良県をこれ以上の汚染から守るためにも、緊急に放射性ガレキ処理法に関する的確な情報開示を求めるとともに、県民をはじめとする全国の国民による法案の再審議と、臨時処置を含めた代案が議論されるべきであることを政府に対し求めてください。

上記陳情いたします。

(総務警察委員会)

陳情第四号

自衛隊災害派遣時の組織強化の意見書を国に提出するよう求める事に関する陳情書

陳情者 愛知県安城市百石町二丁目一七番地六
加藤克助

《陳情の要旨》

海上自衛隊に病院船を保有することを国に意見書を提出するよう求める

[理由] 日本の国は、緑豊かな山紫水明の国です、特に地方の市町村は山河に囲まれ、せせらぎが流れ静粛な雰囲気、私達日本人にとって、住みやすい所です、しかし、東日本大震災では三陸の海岸沿いの市町村などの集落が、津波で襲われ壊滅的な打撃を受けました。

市町村などを結ぶ鉄道、道路は寸断され市町村は孤立、被害を受けた市町村に、救助隊が駆けつけるのに難儀をいたしました。

この様な時に、海上自衛隊が病院船を保有していれば現場海域にかけつけて、ヘリコプターなど空から医薬品、食糧、水などを被災地に運ぶことが出来ます、又負傷者も病院船に収容出来ます。

今後危惧されている、関東地方（東京直下地震、第二の関東大震災）中京圏、関西圏（東海地震、東南海地震、南海地震）などに対処する為に、病院船を保有すれば、被災地に迅速に救助隊が駆けつける一つの手段となると思います、海上自衛隊に病院船を保有することを求める次第です。

陳情の思い

三月十一日に発生した東日本大震災は、津波、地震、放射性物質の広範囲の拡散など過去にない惨禍を東日本の方々に与えました。

私自身、いかに自然の猛威の前に、人間なすすべもないこと痛感を致しました。この未曾有の大災害に、防衛省は自衛隊（陸、海、空、約十万人）の規模で災害派遣されました。

この時、米軍も友達作戦で約一万人の規模で東北沿岸地域に空母を含む部隊を派遣し、東北沿岸地域に展開し、支援物資を届けて多くの被災者の方から米軍に対して感謝の気持ちがあわき起こりました。

被災地に派遣された自衛隊員は、被災者の方々が被害の甚大さに茫然自失しておる現状を肌で感じ、被災者救援の為に、不休不眠の活躍をされました。

又地震で被災した福島第一原子力発電所は、冷却機能を喪失して、水素爆発を起こし、周辺部に放射性物質をまき散らし、国民に目に見えない放射性物質の汚染の恐怖を与え、福島県全域に放射性物質にあたかも汚染されているかのごとく報道され、人々に恐怖心を与え、風評被害が全国に拡散し、世界に対しても放射性物質が日本中に拡散しているような、誤った報道がなされ、輸出品（農産物含む）に大打撃を与えました。

そして、福島第一原子力発電所の冷却装置が制御不能な時に、自衛隊のヘリコプターが上空から水を散布し、それをきっかけに、全国から集まった消防部隊が、放水作業に着手し、今日の現状に至っております。

国難の時に自衛隊の働きは素晴らしい活躍をして下さったと思っております。

しかし今後起きうる大災害に対処するには、今の自衛隊の組織を強化すべきと思います、その思いで陳情書を提出した次第です、必ず起きうる今後の大震災に対して早急に自衛隊の組織を強化して下さいをお願い致します。

又この様な自衛隊組織強化の陳情書は東京都、他、千葉県、神奈川県 栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、埼玉県にも都議会議長、県議会議長 宛てに、提出を致しました。

(総務警察委員会)

陳情第五号

自衛隊災害派遣時の組織強化の意見書を国に提出するよう求める事に関する陳情書

陳情者 愛知県安城市百石町二丁目一七番地六

加藤 克助

《陳情の要旨》

陸上自衛隊に看護部隊を創設するように国に意見書を提出するよう求める

[理由] 日本の人口の半数が住むと言われている、二〇〇五年度人口統計、関東圏（約三千四百万人）中京圏（約千百万人）関西圏（約二千八十九万人）に危惧される大地震が起きたならば、予想以上の多くの負傷者が発生して、病院に殺到致します、今でも、国内では日常的に医師不足で救急外来は患者を受け入れるのに汲々しております、この現状の中で、大震災が発生すれば、病院自体が機能不全に陥れます。

この為、陸上自衛隊に看護部隊を創設すべきと思います、看護部隊（医官、歯科医官、薬剤師、看護兵）兵站（燃料、糧食、入浴、給水）施設（被災者を支援する仮設設営部隊）を主たるものとして部隊を創設し、一部隊の規模は約四千人から五千人で看護兵は千人とします、北海道、関東圏、大阪圏、北九州などに各部隊をおきます。又広域的な感染症が発生した時にも、看護部隊を派遣することができます、早急に看護部隊を創設することを求める次第です。

陳情の思い

三月十一日に発生した東日本大震災は、津波、地震、放射性物質の広範囲の拡散など過去にない惨禍を東日本の方々に与えました。

私自身、いかに自然の猛威の前に、人間なすすべもないこと痛感を致しました。この未曾有の大災害に、防衛省は自衛隊（陸、海、空、約十万人）の規模で災害派遣されました。

この時、米軍も友達作戦で約一万人の規模で東北沿岸地域に空母を含む部隊を派遣し、東北沿岸地域に展開し、支援物資を届けて多くの被災者の方から米軍に対して感謝の気持ちがあき起こりました。

被災地に派遣された自衛隊員は、被災者の方々が被害の甚大さに茫然自失しておる現状を肌で感じ、被災者救援の為に、不休不眠の活躍をされました。

又地震で被災した福島第一原子力発電所は、冷却機能を喪失して、水素爆発を起こし、周辺部に放射性物質をまき散らし、国民に目に見えない放射性物質の汚染の恐怖を与え、福島県全域に放射性物質にあたかも汚染されているかのごとく報道され、人々に恐怖心を与え、風評被害が全国に拡散し、世界に対しても放射性物質が日本中に拡散しているような、誤った報道がなされ、輸出品（農産物含む）に大打撃を与えました。

そして、福島第一原子力発電所の冷却装置が制御不能な時に、自衛隊のヘリコプターが上空から水を散布し、それをきっかけに、全国から集まった消防部隊が、放水作業に着手し、今日の現状に至っております。

国難の時に自衛隊の働きは素晴らしい活躍をして下さったと思っております。

しかし今後起きうる大災害に対処するには、今の自衛隊の組織を強化すべきと思います、その思いで陳情書を提出した次第です、必ず起きうる今後の大震災に対して早急に自衛隊の組織を強化して下さいをお願い致します。

又この様な自衛隊組織強化の陳情書は東京都、他、千葉県、神奈川県 栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、埼玉県にも都議会議員、県議会議員 宛てに、提出を致しました。

(総務警察委員会・厚生委員会・経済労働委員会・建設委員会・文教くらし委員会)

陳情第六号

性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書

陳情者 奈良県奈良市大安寺三丁目九一四一四一〇二

性と生を考える会

代表 中田ひとみ

《陳情の要旨》

貴議会におかれましては、住民の生活向上のためご尽力いただき心より感謝申し上げます。

私たち「性と生を考える会」は、二〇〇〇年から奈良県を中心に、性的少数者の人権にかかわる活動をしています。多数者である「男性」「女性」とは違う性を生きる「性的少数

者（セクシュアル・マイノリティ）」といわれる人たちは、もちろん奈良県内各地域にも生活しています。

多くの人々が異性に対して感じるのと同じように、同性に対して恋愛感情や性的欲望を感じる人たち（同性愛者）は、古くから時代や地域を問わず存在しています。また、学校を中心に、限定的ではありますが、身体の性別と心の性別とに違和感をもつ人たち（トランスジェンダー、性同一性障害含む）への取り組みが始まっています。出生時に身体の性別が男性か女性のどちらかに判別しづらい人たち（性分化疾患／インターセックス）の存在も、徐々に知られるようになってきました。

しかし、多くの人々の意識、教育、社会の制度やしぐみは、異性愛者であること、男性か女性のどちらかであることを前提としています。二〇〇四年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行以降も実際に性別変更できたのは一部の人であり、今も、外見と身体・戸籍の性別が異なる状態で生活している人がたくさんいます。また同性愛者への理解・法的整備は、諸外国に比べ、著しく遅れています。婚姻関係にない同性パートナーは各種手当てや控除の対象とならず、一緒に住む住宅を探すことも困難であり、病気・入院時や死亡時にも家族扱いとされていません。

多くの性的少数者当事者は、今もさまざまな生活上の困難を抱えて暮らしています。多くの当事者は、自分を肯定することが難しいと感じており、自分がそうであることを言えずに生活しています。周囲の無理解や日常的なストレスの結果、学校におけるいじめ・不登校、年代を問わず自殺念慮や心身の健康を悪くしている現状が、いくつもの調査によって明らかになっています。

貴議会におかれましては、誰もが性別・性自認（自分の性別をどう認識しているか）や性的指向（愛情や性的欲望の方向性）にかかわらず、差別を受けることなく、個人や生き方が尊重される社会の実現のために、下記の内容について所要の措置を実施されることを要望いたします。

一．性別・性自認、性的指向、性的少数者への視点を人権課題として位置づけ、施策を見直すこと

- ・人権課題や計画の中に「性的少数者」「性自認」「性的指向」などの言葉を明記。
- ・「女性」「子ども」「男女共同参画」など、現在の課題や施策の中に、性的少数者の視点を盛り込む。

二．外見と戸籍上の性別が一致していない人たち（トランスジェンダーの人たちなど）への配慮。

- ・性別記載欄の存在する証明書や申請書の性別記載の再考と可能な限りの削除。
- ・選挙はがきなど、「男・女」を「一・二」など記号形式へ変更することの検討。

三．多様な家族形態に沿った住宅確保の推進。

- ・同性カップルや、多様な家族形態に対応できるハウスシェアリング制度の導入等。

四．公務員の家族に対する法的保護、社会保障制度の同性カップルへの適用。

・同性パートナーを家族として適用することの検討および関連条例・規則の見直し。

例：忌引きや介護休暇、職員住宅など

五. 公的施設・学校施設において、性別にこだわらずに使用できるトイレ等設備の改善。

・多機能トイレやトイレの個室化など、トランスジェンダーの人たちが安心して利用できる空間の確保。

・更衣室やシャワー室などの工夫。

六. 学校における性的少数者・多様な性のありようを含む性教育の充実。

・性自認、性的指向など多様な性のありようや、性的少数者の存在及び人権に関する教育。

七. 自治体職員、教育保育関係者、医療従事者などに対する研修・意識調査。

・性的少数者である住民、幼児・児童・生徒・学生、患者に対応するための研修。

・職員のためのサポート体制（マニュアルの作成など）をつくる。

八. 性的少数者に対する偏見・差別解消のための人権教育・啓発の推進。

・性的少数者の人権について住民対象の研修や講演会を実施。

・広報誌、啓発誌などに啓発記事の掲載。

九. 性・性的指向に関する相談・権利擁護体制の充実。

・相談可能な人材の育成や窓口の設置。

十. 就職差別、不当解雇、職場差別などの禁止と職場環境・施設改善のための啓発。

・性自認（トランスジェンダーであること）や性的指向（同性愛者であること）を理由にした差別禁止の啓発。

・心の性別で働くことができるよう、更衣室や制服の配慮、トイレの工夫など。

十一. DV被害者支援において、性的少数者である被害者の存在を想定した対策。

・マニュアル作成、研究実施の際には同性間DVや性的少数者当事者である被害者（加害者）についてもとりいれる。

・男性被害者、トランスジェンダー当事者である被害者に対応できるシェルター確保や人材の育成。

(総務警察委員会・厚生委員会・建設委員会)

陳情第七号

区域外避難者（自主的避難者）を含む、被災者受け入れ・支援に関する陳情書

陳情者 奈良市朱雀三丁目一五一一一五〇八

nara-action 実行委員会

代表 堀田美恵子

《陳情の要旨》

福島第一原発における原子力災害で放出された多量の放射性物質は、福島県内のみならず東北、関東圏に甚大な汚染をもたらしました。汚染の広がりとは同心円状ではなく、各地

で高い放射能、土壌汚染データが計測され、母乳・子どもの尿からの放射性核種の検出、甲状腺機能の異常などが続々と報告されています。しかし、具体的な避難等の対策が取られているのは、立入禁止区域（原発から二十キロメートル圏内）、緊急時避難準備区域（三十キロメートル圏内）、計画的避難区域（二十ミリシーベルト／年を超える地域）のみで、これらの区域外で暮らす人々は、避難や移住に際し、東京電力、日本政府による支援、保障が一切なされていません。全ての人には、不必要な被ばくを避け、健康と命を守る権利があります。そのため、被ばくの影響を避けるために避難、移住、一時保養などを希望する人々を、放射能汚染の影響が少ない西日本等の各自治体で受け入れ、支援していくべきだと考えます。そこで、以下の事項について陳情いたします。

●東北、関東圏からの避難者、移住者、一時保養者の受け入れ態勢を整備してください。自治体による住宅、生活用品の提供、交通費や避難にかかる生活費の金銭的な援助などを求めます。また、自主避難者への避難支援活動をしている団体に対しても、同様に助成金等の援助の幅を拡大してください。

●福島第一原発からの距離、避難した日付などで区切らず、放射能汚染から身を守るための避難、移住を希望する東北、関東圏全ての人を支援対象者としてください。特に、年間被ばく量が 1 mSv を超える地域から避難を希望する十八歳以下の子ども、妊婦、妊娠を希望する女性を含む世帯の構成員、同五・二 mSv を超える地域から避難を希望するすべての人への早急な支援を強く求めます。また、今後避難を希望する人への支援はもちろん、すでに避難している人へも、遡り支援の対象としてください。未曾有の原子力災害は三・一一以降途切れることなく続き、収束の目途はついていません。事故以来被ばくの影響は続いており、避難の日付でその被害を区別することはできません。東京電力、国からの補償、賠償がなされていない今、心ある自治体、議員の皆様からの、人道的な支援をしてください。

[理由]

〈汚染の広がりや被ばく限度について〉

放射能汚染の広範囲への拡散については、政府発表のほか、各自治体、政党、市民団体などの詳細な調査結果から、その深刻さが明白です。これらのデータと、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた基準《五・二ミリシーベルト／年以上（管理資格の持つもの以外の立入禁止）、一ミリシーベルト／年以上（十八再未満の児童、妊娠可能な女性の立入禁止）》を照らし合わせると、指定された避難区域外に暮らす人々にも外部、内部被ばくの影響があることは明らかで、避難、移住の権利、必要性があると考えることが妥当です。原発事故後に引き上げられた 20 mSv ／年以下という被ばく基準は安全値ではなく、政府により強いられている“ガマン値”です（ 20 mSv までは我慢しなさいという意味）。国際的にも、放射能には一定の数値までなら被ばくしても安全

であるという閾値（しきいち）がなく、低線量でも危険性があるという認識で合意がなされています。

以上陳情いたします。

(総務警察委員会・厚生委員会・経済労働委員会・建設委員会・文教くらし委員会)
陳情第八号

指定区域外避難者（自主避難者）への支援に関する陳情書

陳情者 奈良こどもの未来をまもる会

奈良県奈良市脇戸町七一一〇

山泉道子

千葉県千葉市若葉区みつわ台

二一一七一一二二〇二

杉山千尋

《陳情の要旨》

東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が事故を起こし、放出された多量の放射性物質は、福島県のみならず東北・関東地方をも甚大に汚染しました。

被曝に関する日本の法令はICRPの「一年あたり1mSv」を公衆被曝の線量限度として、各種規制をおこなってきました。ところが原発事故後は、この値を超える場所が東北・関東地方に広く存在するにいたり、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦が被曝を強いられています。被曝からの避難を希望する人々に、放射能汚染の少ない西日本をはじめとした自治体等が、支援をすることが望ましいと考えます。

そこで、以下の事項について陳情いたします。

一. 東北・関東地方からの、罹災証明書を持たない避難希望者、移住者、一時保養者の受け入れ態勢を整備してください。

公営住宅の提供、民営住宅の借り上げ斡旋、または家賃補助、および生活用品の提供等で支援をしてください。

相談窓口を設置するとともに、仕事の斡旋、子育て支援、被曝調査等も展開してください。

二. Iターンを募集する各市町村に働きかけ、東北・関東地方からの移住援助プロジェクトを実施してください

三. 罹災証明書を持たない自主避難者を支援している団体に対しても、助成金を交付してください。

四. 土壌や食品の放射線量を調査・開示し、避難者や旅行者が安心してすごせる奈良をアピールしてください。

以上、陳情いたします。

○議長（国中憲治） 七番藤野良次議員。

◆七番（藤野良次） 各常任委員会開催のため、明、十二月十日から十三日まで本会議を開かず、十二月十四日、会議を再開することとして、本日は、これをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（国中憲治） お諮りします。

七番藤野良次議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回、十二月十四日の日程は、各常任委員会報告と同採決とすることとし、本日、これをもって散会します。

△午後三時五十七分散会